

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成19年11月9日

議 会 事 務 局

# 目 次

## 建設常任委員会

11月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第6号所管分の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長） 質疑（野原委員、本保委員、原田委員）	
認定第2号の審査 .....	27
補足説明（水道部長） 質疑（野原委員、本保委員、原田委員、木村委員）	
採決 .....	45
閉会の宣告 .....	46

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成19年11月9日(金) 午前10時 開会  
午後 3時16分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田 平  
委員 本保加津枝 委員 野原 修

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝  
都市整備部長 山脇 智 同部理事 中谷久夫  
土木下水道部長 栗屋保英 同部次長 宮川茂行 下水道業務課長 石川裕司  
同課参事 芳浦定行 下水道管理課長 山口 繁 同課参事 渡場修一  
同課参事 川上昭人 下水道整備課長 渡辺勝彦  
水道部長 池田三紀夫 同部次長兼総務課長 乾 富治  
同部参事兼工務課長 林 薫 総務課参事 東田真介 同課参事 塩 博志  
営業課長 松井 進 工務課参事 原 正己 浄水課長 西 実  
同課参事 林 昇

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 杉本 徹

### 1. 審査案件(審査順)

- ・認定第1号 平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・認定第6号 平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- ・認定第2号 平成18年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名員は原田委員を指名します。

認定第6号の審査を行います。補足説明を求めます。

栗屋土木下水道部長。

○栗屋土木下水道部長 認定第6号、平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

特別会計決算書の100ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書について、まず歳入から説明させていただきます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、吹田及び茨木市の下水が本市の公共下水道管に流入していることから、当該公共下水道管の起債償還にあわせて両市より負担金を収入しているもので、収入済額は前年度に比べ4.4%の減となっております。これは、一部の起債について償還が完了したものでございます。

目2、受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じて賦課徴収する負担金で、収入済額は前年度に比べ26.9%の減となっております。これは、賦課面積の減少に伴い、現年分の納付額が減少したことなどによるものでございます。

なお、不納欠損額は119万6,000円で、これは時効等により債権が消滅したものでございます。

なお、平成18年度は、摂津南負担区ほかで、約6万9,592平方メートルに賦課いたしております。歳入状況につきましては、事務報告書の240ページをご参照願います。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、下水道使用料及び下水道敷地占用料で、収入済額は前年度に比べ1.8%の増となっております。これは、大口需要家の使用水量が増加したことなどによるものでございます。

なお、不納欠損は322万6,333円で、これは時効等により債権が消滅したものでございます。歳入状況につきましては、事務報告書の240ページをご参照願います。

項2、手数料、目1、下水道手数料は、排水設備工事に係る指定工事店指定及び責任技術者登録の申請手数料のほか、水路敷地境界明示手数料などで、収入済額は前年度に比べて21.7%の減となっております。これは、責任技術者の登録申請件数が減少したことなどによるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、公共下水道事業補助金で、収入済額は前年度に比べ2%の減となっております。これは、補助対象事業費が減少したものでございます。

款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、収入済額は前年度に比べ7.1%の減となっております。これは、歳入で下水道使用料収入及び資本費平準化債が増加したこと、歳出で公債費が減少したことなどによるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、収入済額は前年度に比べ30.4%の減となっております。これは、貸付件数の減少に伴い、現年返還分が減少したことなどによるものでございます。

なお、収入状況につきましては、事務報告書の240ページをご参照願います。

102ページをお開き願います。

項2、目1、雑入は、収入済額は前年度に比べ67.1%の増となっております。これは、下水道管の損傷に起因する道路陥没事故に伴い、下水道賠償責任保険金を収入したことなどによるものでございます。

項3、延滞金加算金及び過料、目1、延滞金は、受益者負担金に係る延滞金で、交付要求による配当があったものでございます。

款6、項1、市債、目1、下水道債は、収入済額は前年度に比べ6.6%の増となっております。これは、公営企業借換債が減少した一方で、資本費平準化債、公共下水道事業債、流域下水道事業債が増となったものでございます。

なお、借入先については、公共下水道事業債及び流域下水道事業債は財務省、公営企業金融公庫。資本費平準化債は銀行、公営企業借換債は公営企業金融公庫となっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。詳細につきましては、決算概要の211ページから215ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

104ページ、款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費は、その支出済額は前年度に比べ4.2%の減となっております。主な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費まで職員11名分の人件費でございます。

節13、委託料は、パソコン保守委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会及び日本下水道事業団などに対する負担金でございます。

106ページ、節27、公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は、その支出済額は前年度に比べて6.5%の減となっております。主な内容といたしましては、節8、報償費は、受益者負担金の前納報奨金でございます。

節11、需用費は、ポンプ場等の光熱水費及びガランド水路親水施設ほか、下水道施設に係る修繕料などがございます。

節12、役務費は、ポンプ場及び集中管理室テレメーターなどに係る通信運搬費並びに下水道施設及び車両に係る保険料でございます。

節13、委託料は、下水道使用料の徴収事務、集中管理室及びガランド水路親水施設の維持管理業務委託料などがございます。

なお、委託内容につきましては、事務報告書の239ページ及び247ページから249ページをご参照願います。

108ページ、節15、工事請負費は、ガランド水路親水施設の安全柵設置工事でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、安威川淀川右岸流域下水道施設の維持管理に係る分担金及び水洗便所改造費用に対する助成金でございます。

節21、貸付金は、水洗便所改造資金貸付金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、下水道施設の損傷により発生した道路陥没事故に伴う賠償金でございます。

目2、下水道整備費は、その支出済額は前年度に比べ9.9%の増でございます。主な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費までは職員7名分の人件費でございます。

110ページ、節13、委託料は、工事設計ほか委託料や家屋調査委託料などでございます。

なお、委託内容につきましては、事務

報告書の257ページから258ページをご参照願います。

節14、使用料及び賃借料は、パソコン借上料でございます。

節15、工事請負費は、公共下水道工事の請負費でございます。茨木摂津処理分区などにおきまして、21件の工事を実施しており、布設延長は約2.9キロメートルとなっております。

なお、工事の内容につきましては、事務報告書の259ページから262ページをご参照願います。

節19、負担金、補助及び交付金は、流域下水道施設の建設に係る分担金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う上水道管の移設費などでございます。

次に、款2、公債費、項1、公債費、目1、元金は、その支出済額は前年度に比べ2.4%の増でございます。

節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債及び公営企業借換債の元金償還金でございます。

目2、利子は、その支出済額は前年度に比べ4.8%の減でございます。

節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債及び公営企業借換債の利子償還金でございます。

款3、予備費、項1、目1、予備費は、当初予算額600万円のうち、充当額は91万3,830円でございます。その内容は、下水道管の損傷に起因する道路陥没事故に伴う賠償金の支払いに充当したものでございます。

款4、繰上充用金、項1、目1、繰上充用金、節22、補償、補填及び賠償金では、前年度の収入不足額を繰上充用金

で補填したものでございます。

なお、113ページに実質収支に関する内容を記載いたしておりますので、ご参照願います。

以上、平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 それでは、まず1点目としまして、下水道人口普及率が96%になったと書かれております。これは安威川以南、以北、どのような形になってるんか、お聞かせください。それとともに、水酸化率についてもお聞かせ願いたいと思います。

2点目、埋設未同意の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

3番目、概要213ページ、ガランド水路親水施設管理事業につきまして、せせらぎ水路などの清掃委託料が今年の半分になっております。それとまた、剪定外委託料は、昨年と同じような形になっております。それについてお聞かせください。

4番目としまして、決算書94ページの諸収入、延滞料加算金及び過料のところで9,400円、今説明頂いたんですけど、もう少し詳しくご説明頂きたいと思います。

5番目、決算書100ページの受益者負担金、不納欠損額119万6,000円、収入未済額737万9,064円についてお聞かせください。

決算書100ページ、下水道使用料不納欠損額322万6,333円、収入未済額は1億4,117万1,120円、これは去年より倍額になっております。その訳も、あわせてお聞かせください。

それと7番目、不明水対策調査委託料367万5,000円についてお聞かせください。

それと、賠償金、今、道路瑕疵という形で91万3,830円お聞きしたんですが、もう少し詳しくご説明をお願いします。

○山本靖一委員長 芳浦参事。

○芳浦下水道業務課参事 4番目の延滞金の件でございますけれども、こちらの方ですね、昨年ですが、裁判所の方で平成17年10月に大阪地方裁判所で申し立てられました不動産競売事件で、当該物件に受益者負担金の未納額がありました。そこで、いわゆる都市計画法75条の5項に基づきまして、また、国税徴収法82条に基づきまして交付要求いたしました。そして18年の5月に落札となり、債権現在額を裁判所に提出した結果、負担金額、延滞金額の総額に対して満額の配当を頂戴いたしましたわけでございます。これが9,400円でございます。

それから、5番目の受益者負担金の不納欠損の件でございますけれども、平成10年度に賦課いたしました受益者負担金で、最終の納期の18年の2月末ということになりますので、この最終納期を待ちまして不納欠損を計上させて頂きました。欠損者の人数としては33人分となっております。欠損金額は119万6,000円でございます。

欠損理由の内訳といたしまして、自己の所有物件を処分して転居先不明になられた方、これが4人、それから裁判所の競売、あるいは破産で財産を失われた方が3人、それから本人の死亡が3人、それから督促催告をいたしました、残念ながら納付して頂けなかった方が23人というふうに内訳がなっております。

それから、使用料の件でございますけ

ども、使用料につきましては、18年度不納欠損につきまして、平成13年度分で欠損人数は363人となっております。そして欠損金額が322万6,333円でございます。

欠損の理由の内訳といたしまして、転居先不明の方が圧倒的でございます。276人と、全体の76%を占めております。この中で、住民登録のされていない方も約その半分の146人。それから、住民登録はありますけれども、現在は行方不明ということになっておられる方が130人となっております。そして、会社の倒産が16社、ご本人さんの死亡が13人、その他が58人ということになってございます。これが使用料の不納欠損の件でございます。

それから、収入未済額の件でございますけれども、委員が先ほどおっしゃって頂きましたように、今回、非常に未済額が多いという点のご指摘でございますが、対前年度1.6倍と、確かに、5,266万円、非常に増えております。これの原因を調べましたところ、水道部と下水道の特別会計の事務処理のずれが生じまして、調停は18年度で、そして実際の収入が19年度ということで、これ会計の事務処理の関係で、この点についてまずご説明したいのと、それじゃ純然たる収入未済額についてはどうなんだということになってくるんですが、これはほぼ17年度と同じ額であろうというふうに推測しております。

未済額の件については、これからの対応でございますけれども、未済額の方では下水道使用料は水道部と一緒に、あわせて督促催告をさせて頂いております。そして、ただ、下水道使用料でございますけれども、この分については時効の関係で、やはり5年でございますので、水道

の使用料とは異なってきますが、この点については、例えば、裁判所からの競売の資料、あるいは民事再生法の適用の受けられた方、これは税務課の資料なり、あるいは弁護士さんの方から書類を頂く中で、いわゆる交付要求なり、滞納処分  
の整理をしていって、下水道使用料については、より法にのっとった形で処分も今後、考えていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 私の方から、最後8番目の賠償金の件につきまして、ご説明申し上げます。

この事故は、昨年8月21日に発生しております。場所は、千里丘東4丁目において発生しております。

この状況ですけれども、建築現場に資材を搬入すべく、トラックが走行中に、突然、前輪が路面に落ち込んでしまったと、このような状況出ございます。

この件につきまして、過失割合等、私どもの加入しております市有財産の方の保険会社とも協議した形の中で、舗装の下が空洞になっているということは、走行車両の運転手が関知することができないと、こういうふうな状況のもと、100%の負担という状況になったものでございます。この91万3,830円でございますけれども、これの内訳としましては、その車を引き上げますレッカー、それから車両の修理費用、それともう一つ、運送会社の車両でございましたので、休車損害というふうな形で、合わせまして91万3,830円を補償、賠償金として負担したという状況出ございます。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 それでは、野原委員さんの1番目、2番目のお問いに対して、ご答弁申し上げたいと思っております。

まず1番目、人口普及率でございます。

平成18年度末、普及率といたしまして96%、対前年度比0.8%の増でございます。地域別に申し上げますと、安威川以北、合流区域になりますが、これが99.1%、対前年度比0.1%の増でございます。安威川以南、分流区域につきましては93.1%、前年度比1.4%の増となっております。

それと水洗化率でございますが、18年度末、市全体で93.5%、地域別で申し上げますと、合流区域96.7%、分流区域90.5%となっております。

それと、2番目の未同意の現状ということでございます。今、現時点でまだ同意が得られていない箇所というのが、市全体で10カ所ございます。延長にいたしまして、約2.1キロでございます。

取り組みといたしましては、平成17年度から18年度にかけて、5路線につき交渉を持ってまいりました。その中で、2件の了解を得られたことによりまして、平成18年度の工事で2カ所、解消いたしましたところでございます。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 私の方からは、2番目にお尋ねになりましたガランド、せせらぎ清掃の委託料が減額になっているがということと、7番目の不明水対策の委託料が増額になっているのはどういうことかというお尋ねについて、ご説明申し上げたいと思っております。

まず、ガランド親水施設の維持管理業務でございますけれども、せせらぎ水路の委託業務は、水路内に生える藻や草などの成長状況を見まして、刈り取り作業をする、これは維持管理の欠かすことのできない業務であります。業務委託につきましては、平成17年度におきましては、土木作業Aタイプ、Bタイプ両方に分けまして、1日当たりの作業単価を積

算いたしまして、それによって契約を実施し、清掃作業を行ったわけでございまして、平成18年度には委託業務の内容の見直しをかけまして、費用対効果を一層を図るということを行いまして、しゅんせつ作業一式と、こういう形での委託業務として発注いたしましたわけでございます。結果、委託費用の総額においては、十分節減ができたというふうに考えております。

また、水路に生えております藻や草などの水生植物の成長は、私達のこれまでの経験から、気温や水温、あるいは日照時間などに影響されまして、その年々で度合いが違う。だから、やはり初夏から初冬にかけて成長が大きく、その時期にやはり清掃回数が多くなっております。18年度は、これらのことも考慮し、年間を通して土日の送水を中止いたしまして、藻の成長の抑制を試みたものの結果でございます。

続きまして、不明水調査の委託料に関しましてでございますけれども、この作業の中身としましては、公共下水道污水管に浸入する不明水の状況を、自走式のテレビカメラを管内に入れまして調査いたしましたものでございます。

平成18年度には367万5,000円のお金を執行いたしてございまして、調査内容といたしましては、管径が200から450の管総延長2,530メートルを実施いたしました。昨年度の17年度につきましては、262万5,000円を執行いたしてございまして、これも調査内容としましては200から450の管延長、これはちょっと大きいんですけども4,209メートルの調査をいたしております。

この調査業務は、年度年度で調査対象延長が異なりますので、例年、入札によっ

て発注いたしておりますけれども、入札に参加される業者間での受注競争の原理が働かしまして、各年度ごとに応札率が変わっております。その年度の競争の状況によって左右される傾向が非常に強いというものでございます。こうした状況、平成18年度の委託金額にあらわれたという次第でございます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 私の方からは、ガランド水路親水施設管理事業の剪定ほか委託料についてでございますが、委託内容についてでございますが、ガランド水路の植栽について、快適な緑道を市民に開放するために樹木の管理業務等を行っておるものでございます。

剪定作業といたしましては、高木、中木を年1回、それと低木の刈り込みを年2回、それと施肥作業等が年1回行っております。それと、しだれ桜管理作業等も行っております。

17年度と18年度の委託料が同じというのは、設計金額には若干の差はございましたですけど、たまたま入札率によりまして、たまたま一緒になったものでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1番の下水道の人口普及率で、今、安威川以南、以北で、以北の方は99.1、これから93.1の以南の方に、今後もそういう形に目は向けていかれるとは思いますが、その辺のことについて、いま一度お聞かせください。今後の展開について。

それと、水洗化率につきましては、今93.5%という形で、一応これは供用開始3年以内に切りかえて頂くということで、供用開始1年後に啓発してという形

のもの、毎年9月1日に供用開始告知ということを示されて、そういう対策で水洗化率を上げられているというような、今、多分対策はされていると思うんですけど、その辺のことを再確認させてください。それと、雨水対策に対して、どのような考えをお持ちか、お聞かせください。

2番目、埋設未同意についての取り組みで、去年は12カ所で2.15キロメートルということで、今年は10カ所2.1キロという形になっております。まだ千里丘の方なんかでしたら、今、千里丘東1丁目の桃山住宅ですか、あれを建てるときに、その前の袋小路になっているところ、なかなか工事ができないということが課題になって、また東別府2丁目ですか、そこにもあるということで、その辺の状況、今もそういう形で、なかなか相手さんのあることで、いろんなそういう形の対策を講じられて1年間で2カ所解消されたかと思うんですけど、今後の取り組みについて、もう少し詳しく教えて頂きたいと思います。

3番目、ガランド水路親水施設管理事業につきまして、今、せせらぎ水路の清掃委託料、これはいろんな取り組みをされてきて、いろんな契約の仕方もいろいろ創意工夫されて、これだけの金額に減ったというのはお聞かせ頂きました。平成16年度では、ガランド水路の清掃19回ですか、平成17年は11回、平成18年も11回という形の取り組みをなされている。回数是一緒で、要は土日の水を流す期間を少なくして藻の発生を抑えて、そういう形の金額に抑えていっているというような取り組み方を理解してもらったんですけど、もともとこれは再生水のモデル事業ということで、水を流して、この地区はもともと水路が非常に

環境的に悪い状況にあり、そういうことで環境維持のために、こういう再生水を使った水路ということで、あの辺の一带の環境がよくなったというような形を聞いております。

処理水を送る処理場には、もう投資的効果が上がらないと。これからは、せせらぎ水路として使うには、美化というんか、その辺の環境対策という形にもなっているかと思えます。それと剪定外委託料のところで、たまたま契約で一緒になったという形なんですけど、これはなかなか難しい問題かとは思いますが、もともと国の補助金をもらって、そういう再生水という形の事業に取り組みされたんですけど、これからは、会計どちみち一般会計から繰り出されて、こういう形の事業に、せせらぎ水路親水事業なんかで毎年3,000万円ぐらいのお金をかけられているものを、そういう剪定とか、公園と同じような事業をする事業に対しては、一般会計の公園の管理委託とか、そういう専門的なところに返すというような考え方はできないのかどうか、その辺のことを一度お聞かせ頂きたいと思えます。

それと4番目、延滞金加算金の過料9,400円というのは、今のご説明で大体理解できました。もし、昨年まではなかった、ことはあった。来年からも、あるときにはどのようにするか、その辺のところをもう一度お聞かせ頂きたいと思えます。

5番目、受益者負担金。これで、死亡された方、見えた方、破産された方、いろいろありますが、23名の方が督促したにもかかわらず、こういう形で不納欠損が上がってくるというのは、甚だ問題かなと思えます。この督促の仕方、それは今までも、これは多分出てきてること

で、去年、ことしこういう状況になったとは思えないんですけど、これは今まで一般質問でもさせてもらったような形の、やっぱり視点を変えるというか、方法を変えたような形のそういう取り組みを、今後、具体的にどう考えておられるのか、もう一度お聞かせください。

それと、下水道使用料に関しまして、収入未済額に関しましては、事務的な処理の違いでこういう形になったという形はありますが、今後とも、こういう形が起り得るのかどうかいうのを一点お聞かせ頂きます。それと、不納欠損に対しまして、これ多分、水道の徴収なんかで、水道の方でも600万円近い特別損失が出ております。その例えば6割か7割かいう形がこの下水道の使用料として上がってきてるんかとは思いますが、去年は190件で、ことしは330件と増えてるという形のところで、この対策なんかも。ただ、水道の方から資料が上がってきて、それに対して処理されてるのか、それとも独自でそういう形の資料をつかまえた中で対策をとられてるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと7番目、不明水対策。入札関係とかいうのは、その時々で違うという形は今お聞かせ頂いて、それはきちりした市の方で積算根拠を持ちながら、その入札金額が決められていると理解するんで、そここのところは結構ですが、8番目の賠償金と一緒に考えさせて頂きたいと思うんですけど、このやっぱり8番目の賠償金、道路瑕疵という形は、なかなか目視では見つけれないという形で、どうしてもそのカメラを入れて不明水対策という形のこの漏れという形を見つけていかないと、なかなか難しいというような、協議会か何かそのときにお聞かせ願ったような形に記憶しておるんですけ

ど、やっぱりそれであれば、この不明水対策という形のもをもう少し予算をつけた中で、そういう全市的に見ていくという形のことをしないと、また道路瑕疵というような形。これ多分、各課、道路課なり、ほか水道と連携して、今後、この道路瑕疵が起らないような対策をとって頂きたいという提案もしております。それに対してどのような対策が今なされているのか、以上、再度お聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 それでは、2度目のご質問に対して、1番、2番のご答弁をさせて頂きたいと思います。

以南地域普及率93.1%、この残りの対応をどうしていくんだと。ご存じのとおり、一昨年11月に普及率の算定方法の見直しをさせて頂く中で、今の96%、これはお住まいの方の指標という形でさせて頂いております。そんな状況の中で、今の93.1%の残りの部分につきまして、先ほどご質問にもございましたが、未同意箇所、東別府2丁目でありましたり、そのあたりの未同意箇所のウエートの割合が非常に多くございます。

それと、ほぼお住まいになられてるところの道路敷の方の下水道整備につきましては、ほぼ大体終わってはきておるんですが、袋地でありましたり、少し取りこぼしておるようなところもございます。その内容も、今後、詳細に市内全域見つめ直す中で、拾っていく中で解消してまいりたいと思っておるところでございます。

それと、雨水対策でございますが、現在の雨水整備でございます。平成18年の末で54.4%、これ公共下水道の雨水整備率でございます。それで、地域別で申し上げますと、安威川以北が94.

1%、以南、分流区域で33.7%。委員おっしゃるとおり、以南の方の雨水整備も非常にまだ遅れている状況。現状といたしましては、既存の水路を活用いたしまして、雨水の本管の方へ取水することによって、雨水排除を行っている。それと、あと以前の浸水対策事業といたしまして、市内、以南15カ所のポンプ施設を設けた中で、雨水処理を行っている。

本来、公共下水の雨水幹線を整備していくことが大前提ではあるんですが、何分財政状況等の中で今、既存施設の管理を十分行うこと及び防災体制の早期の活動ができる状況を整えながら、浸水対策にまい進しているという状況でございます。

それと、あと埋設未同意箇所、千里丘東の桃山住宅跡地の開発の隣のエリアの公共下水道整備でございますが、現状、今の桃山跡地の開発の事前申請が、ことし4月に出されております。その折に、市といたしましても、今のエリアに対しましては、接道もなく、公共下水道管を引っ張っていくところがございまして、そんな状況の中で、開発者の方に今の接道とあと下水道管を受け入れる施設計画の協力依頼、これをかけてまいりました。そんな状況の中、一定協力を頂けるという返事を返して頂く中で、開発自体の協議としては、関係機関の協議をされる中、つい先日、本申請が出され、来週、開発審査会に諮られるという今現状でございます。

そんな中で、今の開発の計画がそのまま進むようでありましたら、地元の方への説明とともに、下水道管の測量業務に今年度、入ってまいりたい。次年度で下水の工事がかかっていくような予定で、今現在、進んでおるところでございます。

それと、あと東別府2丁目の埋設未同

意の場所でございます。今までからの懸案事項で、平成18年度、今までは地権者代理人さんという形の中で協議をさせては頂いておったんですが、18年度は地権者本人さんと二度ほど交渉をさせて頂きました。しかし、今まで同様、余りよい返事が頂けなかったというのが現状でございます。

そんな中、先日、地元の自治会長さんとお話することがございまして、自治会の方でも今、地域でその今の下水道管の要望を地権者の方に持っていきこうという動きが出てるということで、今聞かせて頂いております。そんな中で、やはり地元さんと一体となって、新しいまた交渉手法を、今後、見つけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 1番目の質問で、水洗化率の方の件でございますが、18年度の水洗化率は93.5%でございます。この6月の委員会で水洗化率向上のための啓発等で話をさせて頂いたと思っておりますけれども、本年度は借家をお持ちの家屋所有者の方には集中して啓発を行った次第でございます。そちらの家屋所有者の方の件数が、一応1,314件でございます。そのうち、市外にお住まいの方が355件でございます。市内にお住まいの方が969件に関しましては、すべて啓発を行ったところでございます。

ただ、悲しいかな不在の方が160件おられましたけれども、去年と比べまして不在の方が、やはりかなり減ったなと思っております。また、この不在の方と市外にお住まいの方は、今後、文書等でも啓発を促す文書を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、3年以内に水洗化ということ

でございますけれども、啓発に当たっている時ですけれども、やはり、汲み取りの場合は、どうしてもやっぱり、「今後もう建てかえを予定してます」ということがかなりありまして、「3年はわかってますけど、建てかえする予定がある」ということで、「何とか延ばして欲しい」という意見もかなり出ております。そういうこともございますので、今後も引き続き啓発に努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 3点目のランド水路親水整備事業に係ります剪定作業と公園と、一般会計の公園の方と一緒にすることの方が効率性が上がるんじゃないか、委員おっしゃるとおりかと思えます。もともとランド水路は、農業用水路というような形で、非常に農地が減ってきたと。こういう変遷の流れの中では、利水あるいは治水の機能がもう不要になってきたというようなことで、平成7年度から10年度にかけて整備をし、11年度よりオープンしたという施設でございます。

このような流れの中で、その事業の性格ですね、せせらぎ、水循環再生下水道モデル事業として整備させて頂いた。

これには、一つは下水道の役割を違う形で意識して頂こう。下水と言えばイメージの悪い状況。この部分のところのイメージアップを図ろうじゃないか。そういうふうな話の中で処理水を使うことでの、せせらぎに水を供給するなり、そういうふうな形での水の循環、あるいは、そういうリサイクルにかかわるような内容というふうな形でやってきた。

そういうふうな形で整備したものですから、下水道施設の一部というような状況で維持管理をずっと続けてきたと、こ

ういう状況でございます。ですから、一度、なるかならないか別にしまして、ご提案頂いた内容を公園課とも協議を一度してみたいと思います。その内容については、またご報告できる場がございますれば、ご報告させて頂きたいなというふうに思います。

それから、8点目の道路瑕疵という話の流れの中で、どういうふうな形の監視ができるのか。そういう形の中で、不明水対策の中で、もっと予算をつけて覗けない部分もしっかり覗いてみてはどうかと、非常にありがたいお言葉でございまして、非常に私どももそうできればとは思っています。

ただ、非常に延長があるということ、それと、必ずしもカメラで確認できたことが問題ない状況のところでも、起こりえる可能性があるという状況ですね。こういうふうな流れの中で、道路課とも一度、全市をとらえた形でパトロールできるような形ができないだろうかと、こういう話をしつつ、いまだに実現していない状況でございます。

私どもの施設管理をする立場の職員が複数名おりまして、その流れの中では、往々に現場へ出る時間が多うございます。その折には、自分たちの守備範囲だけではないに、もっと足元も確認しようじゃないかと。そういう形の中で路面の変化を確認できたら、その内容をみんなで確認し合うように、そうすることで今までのそういうちょっとした内容を気をつけることで、そういう難も避けられるんじゃないだろうかと。こういうふうなことを職員にその都度、伝えているというような状況でして、幸い1件、そういう形の中で路面変化を確認できて、未然に道路陥没が防げたというのが、昨年1件ございました。

そういう状況ですんで、我々としみしても、できるだけ施設管理する担当職場が複数課ございますから、職員一人ひとりが、そういう信念のもと、現場監視をして頂けたらと。もっとこれが浸透すればありがたいなというふうに考えております。

○山本靖一委員長 芳浦参事。

○芳浦下水道業務課参事 4番目の受益者負担金の件でございますけれども、延滞金の件でございますが、いわゆる裁判所に対する交付要求なり、こういった動きをするようになりましたのは17年からございまして、交付要求は、それ以後、ずっと継続してやっております。税務の方からの資料に基づきまして、法的な措置のとれるところはとっていききたいと思っております。

それで、ただ競売の場合は、100%配当というのは非常に珍しゅうございます。そして、ほとんどのケースがゼロという。というのは、公租公課で、どうしても受益者負担金の場合は、税には劣後します。また、使用料についても、公課ということで劣後します。

それで、交付要求いたしまして、例えば2期分の途中までの配当というのもございます。それで、その場合、延滞金はどうするかということになるんですが、延滞金をその本体に充てております。というのは、ご本人さんにとっても未納額というのは減るわけでございますので、たまたま今回の方については100%配当があったということでございます。だから、そのあたりの裁判所に対する手続、あるいは破産管財人さんに対する手続は、一定きちっとやっていききたいと思っております。

次、5番目の件なんですけれども、いわゆる督促なり、未済の方の方法はどない

してるんだということでございますけれども、とりわけ不納欠損の額を見る中で、いわゆる督促催告すれど入らないというのは、それは問題じゃないかというご指摘でございますけれども、確かに、滞納者の方に差し押さえ物件、だけど、その場合は絶対的に有利かと、それを執行することが有利かということになると、そうでもないわけなんです。

例えば、家屋だけの場合、これはなかなか、いわゆる壊されてしまったら、それはパーになりますし、そういった意味で、一応、税の方では、そういった場合には滞納処分の執行停止、いわゆる差し押さえ等はできないですよと、あるいは無益な差し押さえはやめなさいということになっておりますので、そのあたりでどうしても。一応、面談の交渉もやっておりますけれども、さらに生活を困窮する場合とか、あるいは実質的に効果がないというような場合もありますので、これも努力はしておりますけれども、やむを得ないんじゃないかなというふうに思っております。

確かに、督促、催告というのは、すれば入ってくればよろしいんですけど、なかなかそこまで強く、いわゆる自力執行、差し押さえができないという場合もございますので、そういった場合の不納欠損ということでございます。

それから、通常の、それじゃ未済者に対してはどないしてるんだということになります。通常、納期を20日経過しまして、その際、督促状を送付しております。そして、いわゆる適時見計らって、例えば、これからですと、年末あるいは年度末に向けて催告をやっていきます。そして、一応滞納額が3期分以上の方については、実態調査に出かけまして、そちらの方の、実態調査に行きますと、実

際住んでおられるのかどうかという実情も把握できます。例えば、電気、ガスが切断されているということもございますので、そんなんも含めまして実態調査へ行きます。

そして5期分以上の方については、最後催告という形でお送りしまして、あるいは、そのご家庭へ訪問しまして、居られれば、何も強く言うことだけがベターとは思っておりませんので、例えばその段階で、分割にして欲しいという、徴収の一つの緩和措置ですね、ご本人さんの納めやすい方法というのもご相談に応じまして、できるだけ滞納額を減らすよう、あるいは完納するようにお話しさせて頂いております。

それで、いよいよすべて3年分経過しますと、その方については、額の大きい方については財産調査を行っております。その前に、いわゆる差し押さえ予告という形で、配達記録でその方にはお送りするようにしてあります。財産調査を行いまして、その財産、登記簿なんかに抵当権額、あるいはほかの賃借権だとか、そういったものがどうなんだという判断のもとに、差し押さえできるものについては、自力執行もやっております。

それから、6番目の下水道使用料の未済額の件でございますけれども、今回、こういった事務のずれということですが、とりわけこの4月の、水道部の場合は、口座振替が2回ということですので、ただ、4月の末が今回、休日でしたので、5月1日の方に振り替えがずれております。そのあたりで今回、特に未済額が多くなってしまったということですね。

ちなみに、17年度の5月末と18年度の5月末に水道から下水の方に振り込まれた金額を比較しますと、やはり3、

000万円少ないんですね。そして、逆にそれじゃ18年の1回目いうんですか、8月に下水の方に振り込まれる金額を比較しますと、18年の8月には4億9,489万円、ところが、19年の8月に振り込まれましたんが5億4,700万円ということで、やはりその差額が、未済額と思われまして5,200万円については、やはり1回目の方で多く入ってきていると。ずれ込んで入ったということでございます。

それでも、本当に委員おっしゃるように、水道からのデータと下水からの調停というのが一致すれば一番いいわけなんですけれども、どうしても水道の方は発生主義会計でございますし、下水の方は現金主義会計でございます。この辺のずれを調整するとなれば、ちょっとしんどいのではないかなと考えております。できるだけ水道部さんと話す中で、そういう誤差の、誤差言うたらおかしいですけども、ずれ込みのないようにはしていきたいと思うんですけれども、先方の事務の都合、あるいは話に伺いますと、銀行さんの方の事務処理でずれもあるということ、そういった件もありますんでなかなか。その誤差をなくするというのが一番いいんですけど、努力できるように、なくするようにお話しはさせていただきますと思っております。

それから、使用料の欠損の件なんですけども、確かに水道部さんと一緒にやっております都合上、それに合わせた形になってこようかと思っております。ところが、先ほど言いましたように、下水道使用料の場合は時効が5年でございますので、残りの部分については、今後、独自でやっていきたいと。ただ、裁判所での手続、あるいは破産事件等については、私どもの方で単独でさせて頂いております。

現実、先ほどの受益者負担金じゃないですけども、使用料の方も交付要求しまして、これも100%頂戴しました。そういった努力も落ち度のないようにやっていきたいと思えます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。

それでは、再度、質問なり要望させて頂きます。

人口普及率、今後そういう対策で努力して頂くと。埋設未同意のところも、いろいろ大変かと思えますが、そういう形で今後も取り組んで頂きたい。

雨水対策に関しましても、やっぱりこれは以北と以南の差が相当ありますし、今のこういう温暖化傾向という形でも、我々の想像できないような雨が降るといような形が近々起こっておりますので、この辺も一遍に予算をつけてどうこうすることはできないですけど、そういうことの対策を十分考えながら、今後も努力して頂きたい、いうことを要望しておきます。

ガランド水路に関しましても、そういう形で一度、そういう関係課でまた相談して頂いて、やって頂くという形はお願いしておきます。

そういうところで、それが無理であれば、一応これは下水処理という形の事業で行われてるんだったら、その辺の環境という形、また、下水処理をこういう形に使っているんだよという形のを、例えば三中なり、そういう学生に、子ども達に見せるという形。それでまた、その学生なんかをまじえた形で、その場所を美化するというような形の取り組みなんかも視点を変えた中で、そういう今度は教育委員会なりという話を持った各課連携した中で、そこをどう維持していくかというような、費用をかけないで最大の効

果が生まれるというような考え方で、今後も取り組んで頂きたいと思えます。

これは大阪府下に誇れる、また日本に誇れる、そういう下水処理の施設という形を当市はせっかく持つておるんですから、それをただ費用を納めるという形の中で水を止めるということがベターではないと思えますので、それはみんなで、そういう形の処理水は、こういうせせらぎとして流れてるという形のを維持するためにも、やっぱりその視点をいろいろ変えた形で、いろんな形の取り組みを各課で検討して頂きたい、いうことをお願いしておきます。

それと、4番目の質問、それで結構です。

5番目、6番目にとりましても、いろいろ時効という形と回収という形で、いろんな取り組みはされておろうかと思うんですけど、やはりこれだと今までどおりの形の結果が毎年残ってこようかと思えますから。使用料に対しても、去年が190件で、ことしは330件と増えているのは、何かどっかそこに問題があるかと思えますので、その辺のところももう一度、今最大の努力はしてもらっていると思うんですけど、そういう形でもう一度、取り組みを考えて頂きまして、またいろんな形で、来年以降、その資料を見させてもらった形で、また質問させて頂きたいと思えますので、これもよろしく、今後とも努力して頂くという形でお願いしておきたいと思えます。

それと、不明水対策と賠償金という形で、道路瑕疵という形で今お聞きしましたら、道路課といろんな形で連携を、今後とも話し合っていくという形、もう8月から大分時間が経っております。これ、時間が経てば経つほど、そういう喉元過ぎればじゃないですけど、そういう形の

意識というものは薄らいでくると思います。

これは、ただ道路課だけじゃなくて、交通対策の青パトとか、いろんな形に、やはり下水道の方が、今現場へ出られておる方が、こういう状態が一番道路瑕疵が起りやすい状態とか、そういう一応マニュアルみたいなものを各課に配った中で、水道とか、交通対策とか、道路課とか、現場へ行かれています方に、こういう状況があれば教えてくださいというような、やっぱり情報収集を一手に下水のそういうところでされて、それで現場へ見に行くという形のやっぱり対応も、今後。一応、これはお金のことからへんところで、その情報収集というのは、その中で、そんだけのスタッフがいてるんですから、そういう形のやっぱりマニュアルづくりも早急にして頂いた中で、やっぱりオール摂津という形のもので今後も取り組んで頂いて、やっぱりどこの道路瑕疵とか、いろんな形で賠償が起れば、やはり市の、やっぱりそういう財産というんか、そういうお金が出ていくと、また、市民の安全を守るというには、それを事前に防ぐという形は、それは努力次第、やっぱり視点をいろいろ変えてもらって、そういう取り組みということでそういうことも防止できると思いますんで、これは要望しておきたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

本保委員。

○本保委員 それでは、質問させていただきます。

歳入の方ですけれども、野原委員の方からも質問、要望等がありましたけれども、この受益者負担のこの不納欠損額、また収入未済額につきましては、やはり前年度比約2倍近いこの金額が歳入未済ということで残って、今ご説明もありま

したから、諸事情もあるということですが、やはり目につきましたこの金額に対しましては、やはりゼロに向けて効果的な努力と取り組みを今後ともお願いしたいと。これは要望にとどめておきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、歳出の方ですけれども、概要の211ページになりますが、OA機器管理事業150万6,574円につきましてお尋ねをいたします。

18年度、事務事業評価の結果の中には、このパソコン7台、複写機1台を導入することにつきまして、下水道使用料システムの改造を行い、事務の効率化を図り、また、下水道使用料の適正管理のために必要というふうに記述をされております。それぞれの改善点の中身についてお聞かせを頂きたいと思います。

あと1点は、公共下水道事業の、この今回の決算の概要205ページの表記にもありますように、平成16年度以降、この元金償還を今年度に繰り延べるために資本費平準化債を発行しているということと、また、単年度収入では8,173万2,000円の黒字となっているけれども、これは資本費平準化債の発行及び一般会計の繰入金によって、その赤字補填がなされているため黒字になっているということで、結局、18年度決算も実質収支で2億4,207万7,000円の赤字ということが記載をされております。

18年度末のこの人口普及率の方は96%となっているということで、先ほど中身についてもご説明がありましたけれども、この総論としてということでご答弁を頂きたいと思うんですけれども、こういった状況を鑑みまして、この起債総額の残高というのが、今476億9,788万9,000円ということで、約4

77億近い金額になっているところであると思いますけれども、今後、この安定化計画がなされておりますけれども、健全化計画につきましては、平成13年から21年度の9年間ということで、安定化計画の方も37年までということで記載をされて、この表が出ているわけですが、これらに対しての進捗状況を、現時点でどのようになっているのか、お聞かせを頂きたいと思います。

また、今般、料金の値上げありまして、当初予定15%のところ、圧縮して頂き、努力の結果だと思っておりますけれども5.5%になったということでございますけれども、これに対しては大いに結構なんですけれども、これにつきましてはの影響ですね、この安定化計画、またこの健全化計画に対する影響、今後のお考えについて、どのように取り組みをされようとしているのか、お聞かせを頂きたいと思います。

あわせて、平準化債の発行の見通しということにつきましても、お答えを頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 安定化計画のその後の状況、それから料金改定7.5から5.5%になったことについての計画への影響ということ、さらに平準化債の今後ということでご答弁をさせて頂きませう。

まず、安定化計画でございますけれども、これは平成16年度に平準化債発行に当たりまして策定をいたしました。17年度も策定したわけなんですけれども、それ以降、平準化債の発行に当たって、この安定化計画の提出は求められておりません。それ以降の計画というのは、安定化計画としては策定していない状況でござ

います。その代わりと申しますか、健全化計画の方で、当初21年ということでございますけれども、起債の申請に当たりましては、概ね10年程度の計画を策定しており、その中で安定化計画にかかわる今後の収支見込み等を策定しておるような状況でございます。

料金改定でございますけれども、7.5から5.5%になって、その影響ということで、今回の料金改定については、資本費平準化債を発行しているため、処理原価の低下しております。料金改定に当たっては、この平準化債を発行したことで、処理原価が下がった訳ですが、この処理原価を回収できるような改定率ということで、それに向けては5.5%の改定をすれば、ほぼ100%近い回収率になってくる、ということで5.5%にしたものでございます。

計画への影響ということでございませうけれども、以前、説明させて頂きましたのは7.5%ということで計画の方を説明しております。19年度に、起債申請に当たりまして健全化計画の方を提出した訳なんですけれども、このときも7.5%で提出しております。しかし、その後、6月に料金改定5.5%で行っておりますので、本来でしたらその健全化計画を説明すべきところだったんですけども、そういった事情で、料金改定が5.5になっているということから、19年度の健全化計画については説明できておらないような状況でございますけれども、これにつきましては、毎年、起債申請に合わせて提出をしておりますので20年度については5.5%に改めたもので、改めて説明をさせて頂きたいと考えております。

それから、平準化債の今後ということでございませうけれども、今後、21年まで

で35億円を予定しております。これ以降については、今のところ発行を見合わせるべきではないか。これは将来の起債償還が、最大で年間5億円ぐらいにまでなるというようなことから、今後のことを考えますと、21年度で中止をしたいと考えております。

ただ、平準化債がなくなれば一般会計で補填するという方法、これが主体になってきますので、一般会計の状況を見ながら対応等を考えていく必要があると思っております。

それと、最初の質問で、OA機器で具体的にどのような改善を行ったのかというようなご質問だったかと思うんですけども、OA機器につきましては、経年変化で機械自体が、なかなかこう時代にそぐわないといいますが、陳腐化とまでは行かないんですけども、よりスムーズに効率的に作業を行うために、買い換えを行っております。

賦課徴収漏れをなくすためのチェック体制を充実させるために、新たにパソコンを購入したということでございます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 それでは、まずOA機器の管理事業の方からなんですけれども、今ご答弁頂きましたけれども、この経年変化といいますが、機械が現状にそぐわない状態になったから買い換えているということとお聞きしたんですけど、それでよろしいのでしょうか。これは、もう一点の下水道使用料の適正管理のためのいうことと、システムの改造をして事務の効率化を図っていくということだったんですけども、これ両方で、今おっしゃった意味は両方とも共通ということで捉えてよろしいのでしょうか。これについて、もう一度きちんとお聞かせを頂きたいと思っております。

あともう一点のほうですね、総論として公共下水道事業の方の健全化とか安定化、平準化債についてお尋ねをした分につきましては、お話を頂きましたように、19年度、説明ができていないということで、やはり変わった段階できちんとういったものを説明をなされるべきではないかなというふうには思います。

手元に私の方が頂いている分は、恐らく最終18年6月15日の資料を今見ているわけですが、解消目標年度が、この健全化計画につきましては21年度というふうになっているわけですね。先ほど読み上げましたように、やはり一般財源の方からの繰り入れで、単年度、何とか黒字を保っていても、結局は収支は赤字であるということで、そういったことに対して、このままで行って本当に、100%このままで順調に行きますというようなご答弁に受け取れたんですけど、本当にこのような状況で順調に行くのかどうかというのは、すごくその言葉の裏には、最終的におっしゃいましたように、21年度で平準化債の起債は35億円になるので、目標を達したら一旦中止すると。一般財源の方からの繰り入れを一般会計でしのいでいくためには状況を見ながら考えていくというような、非常に不安定な今お答えではないかなというふうに受けとめました。

これにつきまして、再度、一般会計の方、当然、そちらからの繰入金を増やせば、それはもう黒字できちんと安定していくということだと思んですけど、どちらにしましても、税金の使途としまして、こちらの公共下水道の方も必要な事業でございますので、当然やるべきことはやっていかないとけないという状況であるのは当たり前なんですけれども、そういったことにつきまして、一般財源

の状況を見ながらという、先のことはわからないというふうにも受け取れるような、ただいまのご答弁につきましては、もう少しきちんとしたお考えなり、方向性なりというものをお示しを頂きたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 2点目の平成19年度の健全化計画について説明ができていない。これについては、5月に起債申請をしておりますので、本当でしたらそれ以降、速やかに説明をすべきだったんですけども、先ほど言いましたように、料金改定を6月に控えている中で、改定率等が確定していない中で、説明できなかったということでございます。これについては、来年度以降、確実に説明をしていきたいと考えております。

それから、21年度までの平準化債発行以降について考えていない、一般財源の状況を見ながらということがちょっとあいまいではないかということでございますけども、平準化債を発行するか、一般財源で肩がわりして頂くか、もしくはまた料金を改定するのか、こういう選択肢しかないのかなと思っております。

料金改定については、今現在、1立方メートル当たりの使用料単価150円を超えてるような状況で、20トンにしますと3,000円になってしまうということで、国の方からも3,000円程度にまで上げなさいという指導がある中で、本市の水準としてはそのレベルに到達しているのかなと。

さらには、これ以上、料金改定というのものなかなか難しいのではないかと考えております。

その中で、じゃあ資本費平準化債を発行していくのかと言いますと、これにつ

いても、将来の元利償還を考えますと、できるだけ抑制していききたいということでございます。残された方法としては一般会計ということになってくるわけなんですけども、一般会計の方でも大変厳しい状態が続いている中で、本当にこの下水に対して、それだけの補填ができるのか。これは、今の時点で我々の方もはっきりしたことは掴んでおりませんし、今の時点で、確実にこうするという事を申し上げられないような状況だと思っております。あいまいかもわかりませんが、今の時点で21年度以降のことを明確に答えられないということで、ご理解をしたいと思います。

それから、最初の質問でございますけども、システムの改造の方もあわせて行っておりますして、徴収漏れが起らないように、システムの改造も行ったということでございます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 このシステムの改造の方につきましては、結論としては徴収漏れをなくしていくための手段の一環としてシステムを改造し、使用料の適正管理を図っていくというふうにお答え頂いた、と取らせて頂いてよろしいんですね。

ということでございましたので、ご答弁のとおり、これは徴収漏れをなくするために努力をしていくという形でやっていくということで受け取りました。これにつきましては、システムを正確にまた、効率化向上のために使っていくのは、あくまでも人でありますから、改善、また、この適正管理に対しましては、今後、不具合が生じないように取り組んで頂きまして、良好な公共下水道の運営に努めていかれるよう、要望としておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、やはりこの安定化計画、健全化計画等に対しましては、一般財源からの繰り入れを21年度以降は、起債の償還のことも考えれば抑制をしたいという今、ご答弁を頂きました。

一般財源の方の状況を見ながらということでございますので、これは公共下水道事業部として単独でお答えするわけにもいかないとも思いますので、これにつきましては、21年度から先ということでは、本市の財源も非常に厳しい状況のピークを迎えるわけでありまして、これにつきましては、副市長の方から、現在わかっているような状況の中で、一般財源から公共下水道事業に対しての繰り入れの状況を、どのように考えておられるのか、お答えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 小野副市長。

○小野副市長 今後の健全化計画の中身と市本体の繰り入れ、繰り出しの関係でございますけれども、今日の議論を聞いておりまして、まだ今後、以南の普及率93.1%の内容、それからぼちぼちいたしております雨水整備に力を入れたいというようなこと、それから、いよいよ下水管の維持管理に入ってくるというような状況を考えてまいりますと、下水道会計というのは、まだまだ財源を要するのではないかという基本的な考え方を持っております。

それで、市全体の財政としては、いわゆる人件費、公債費、扶助費といった経常経費の経費を税の経常一般財源で賄えると。その余力を建設事業に持っていくと。こういう考え方、基本であります。それが国の言うところの大体80%というのが、一番健全ではないかと。80%ラインではないかと言われております。

摂津は、過去10年近く100を超え

てきたという極めて厳しい状況がございました。今日やっと思行財政改革の1次、2次、3次の改革で、私はこれは職員の努力も大きかったと思います。そしてまた議会の皆様方、市民のいろんなご負担かけた。

例えば、人件費で見ましても、平成8年か9年だった思うんですけども、平成18年度の決算カードを見てみますと、人件費は性質別の歳出で30.6であります。平成9年が39.1でありますから、これをやってなければこの財政状況にはまだなっていないというふうに思います。これは、もちろん標準財政規模の分母がありますが、数字だけ見ると39が30に減ったということでもありますから、いかに人件費の効果が大きかったかということを考えています。これも700名体制をに対して求めてまだやっていくつもりでありますし、今年たまたまいいですか、95%となりますと、府下平均を下回って、府下では上位から、良い方から8番目ぐらいでしょうか、までなつた。これは一にも二にも企業誘致による例の税と平準化債、そして人件費の効果というふうに私どもは思っております。

それで、今後におきましても、この基本的なこういう形の中身と、それから、これからの努力としてやっていくことについて、もう一つ気にしておるのは、例の実質公債費率25.7というのがひっかかっておりますので、これが平成17年決算による公債費のピーク、ここがまだ抜け出せてないということを申し上げてきたので、これが過ぎ去つたと。その3カ年平均でありますので、来年度の予算の基本的な視点は、やるべきものはやってまいりますんですが、できるだけ起債に頼らない形に二、三年やらないと、この実質公債費率によって府下ワースト1

位、近畿2府4県でワースト5位ということの中で、私どもは許可団体になっておりますから、そういったしますと、この公債費で賄う、起債で賄うとなりますと、非常にこの、18%以下に下げななりませんので、ここをよくよくにらみながら二、三年の財政運営を基本的にすると。

それは何かと言いますと、これは、一つは基金の取り崩しで当面は凌ぐべきではないかというふうな考え方を基本的に持っております。これは大きな財政運営の基本的な柱でありますので、その財政運営の基本的な方向が定まりましたら、また議会でも十分ご議論の場を設定せなあかんのだろうなと思っておりますが、そういう形で切り抜けていった中での、基本的な経常収支比率の見通しと、それから実質公債費率、ここが基本的な視点に持って事業運営をするというのが基本でございます。

それで、今、石川課長の方が言いましたように、この繰出金の中身で申し上げれば、いずれにしても、この使用料と繰り入れ、繰り出しの関係で市債で、大きくは下水道特会、18年度で見て、大体96%がもう既にその3つしかない。使用料収入は、大体31ポイントぐらいじゃないかなと思っております。繰入金約40ポイント持っております。市債が、これが平準化債の発行10億6,000万ほどやったと思えます。

従いまして、私どもは、これ以上、財政運営上は、基本的には財政詰めておるのは、19年8月に出了ました平準化債は、21年度をもって一応止める。止めていかないと、この起債に頼ってしまうと、また大きな禍根を残すなというふうに思っております。

ただし、このときに、この毎年入れてる、今後も11億から12億入れていこ

うと思うんですが、これがなければ一気にこれが、一般会計の財源で賄わんと、その形がとれないということが出てまいりますから、その辺のところのことと事業費の問題との関連。事業費を圧縮しても、もう従前からの起債が多分、今のところ19年度当初でも下水だけで470億ぐらい残っておると思えますから、今さら食べてしまったのは、戻すことはできない訳でありますから、その辺のところをよくよく見ながら、直ちにこうだと申し上げません。この辺のことをよく見ながら財政運営しないと、一般会計に大きな問題を残す。

しかし、下水の問題は、先ほど申し上げました3つ、4つの大きな雨水整備はもうしなあきませんから、そこを踏まえながら市民の皆さんに下水道を享受してもらう問題を、どう整合性を図っていくかというですね、ここの辺のところをもう一度、庁内で議論をしないと、今までは下水どんどんやるやると、起債も借金も実のうちだと、国が貸してくれて公共拡大だからどんどんやっていこうということが今のこの現状になっておるわけですから、その辺のところをよくよく見ながら、議会ともご相談申し上げながら、市民の下水道のニーズ、雨水整備、ゲリラ豪雨対策も含めて、どういう事業を展開し、一般会計はぎりぎりどこまでするかと。というふうなところを、いま一度、基本的な議論をさせてもらわなきゃならないなと。

もう一つは、先ほど委員おっしゃっているように、使用料、受益者負担については、適正な形でお願いをしていく。また、担当も努力する。その努力は、また片面では、きちっとしていかなければ、市民的理解も得られないということございますので、いましばらく時間を置かせ

て頂きまして、この財源不足を出しました。これを基本にしながら、まず20年度予算、今言われてる本保委員の言われてるそのことを踏まえた上で、もう少し当初予算、議会の中で具体的なことが申し上げられるようなもう一步突っ込んだような、そういう議論もさせて頂きしますので、副市長として、また市としての基本的な考え方はそういうことでございますので、やるべきものはやって行かなければならない中で、もう少し整理させて頂きたいなというふうに思っているところでございます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

今さまざまな観点から副市長の方からご答弁を頂きました。やはりこういった段階で、もう本当に年度が迫ってきている状況ですので、やはり庁内で今おっしゃって頂いたように、きちんと、全体としてやっぱり議論をきちんと詰めて頂いて、21年度から先のことにつきましても、全くわからないというような状況で、正直なお答えであったかもしれないんですけども、やはり市民の皆さんにとっては大いなる不安。また、これを過ぎると、今抑制しているものが、その余波を受けて大きく値上がりするんじゃないとか、やはりどうして摂津市はこんなに公共下水道料金高いのという基本的なことから、私達市民相談等伺ってありましたら、しばしば聞かれるというのがね。そのたびに、きちんと説明はさせて頂いておりますけれども、やっぱり市民の方に対しても、摂津市の本当にこの現状、きちんともっとお伝えをしていく必要も一方はあるんじゃないかなというふうにも考えますし、先ほど、5月に起債の提出をしてるんですけども、説明がなされていなかったということを認めて頂いたご答弁

でしたけれども、やっぱりこういったことに対しましても、やはりその情報公開していくということが今はもう本当に大きな流れになっておりますから、もう当然のこのような状況に今、一般的に流布しておりますので、こういった場合でも、やはり速やかに資料としてきちんと、不確定であっても今こういった状況にありますという経過については、委員に対して資料として提出し、説明をさせて頂きたいなと思いますので、これは今後とも、やはりね、21年度と年度が迫ってきておりますので、随時説明をして頂いて、議論がきちっとまたなされていくように、行政の方から投げかけて頂いたことに対しても、委員としてもやはりきちんと議論していけるような形で、資料提供としてやはり速やかに今後とも提出をして頂き、説明を成して頂きたいなというふうに思います。

今お答えを頂きましたことが、やはり正直な現時点の状況であるというふうに思いますけれども、やはり平準化債に頼っているということで、その償還のことも考えて、将来的なことも考えたら、今ここ21年度で一つ大きくピリオドを打って、方向転換考えていかなければならないと。しかし、選択肢は本当に限られているということで、今お答えを頂いたと思うんですけども、この繰り入れ、一般会計からの繰り入れとか平準化債については、今お答えを頂きましたけれども、先ほども申しましたように、下水道料金の値上げというものと密接に関係し、リンクしていることでございますので、最新の情報を随時資料提供して頂いて、今後とも、この下水道会計の明確な方向性を随時お示しを頂けるように。変更があれば変更があったで、常時資料を市民の皆さんにご理解頂けるように情報公開を

していましたら、方向転換があったときでも、やはり理解して頂ける時間が早く、やはり浸透していくんではないかなというふうにも思いますし、また、この安定化計画、健全化計画につきましても、同様に、きちっと情報提供して頂き、市民の皆様にも、この公共下水道の現状、料金がなぜこうなのかということもご理解を頂けるように、きちんと説明責任を果たして頂けるようお願いいたしまして、終わります。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田委員 それでは、質問をいたしたいと思います。

まず最初に、集中管理室維持管理業務委託料ということで、これは以前にもご質問申し上げ、改善をお願いをしておったところではありますが、18年度決算は1,619万6,260円ということで、平成17年と比較をいたしまして1,128万7,500円が安くなりました。これは、非常に努力をして頂いたというふうに感ずるわけでございますが、申し上げておりましたように、仕様書等の見直し、いろいろ総合的な観点からやるべきだという提案をいたしておりましたが、これについてご説明を頂きたいと思えます。

下水道の使用料の徴収事務委託料として4,143万7,528円が執行されていますが、少し内訳等についてお教え頂きたいと思えます。

これも前回に申し上げましたが、下水道管渠内調査委託料として294万円の執行でございますが、この費用対効果等について、どのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

それと、工事設計外委託料として、雨水検討業務委託料として451万5,0

00円の執行であります。これについて内容のご説明を頂きたいと思えます。

以上、4点でございます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 以前から集中管理室の件では、委員さんより、かなりのご指摘頂いて、本年度19年見直したところでございます。一応、経費の削減については、以前より努力をしましておるところでございます。

内容についてでございますが、年間を通じて24時間の勤務体制で、昼間は9時から17時の間でございますが2名で、夜間は5時から9時の間で平日は1名で、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は2名の体制で行っております。危機管理の観点から、年間を通じて降雨、台風などの緊急事態に備え、24時間体制で臨むようにしております。また、昼間は日常的な各施設を巡回し、必要に応じて除塵機の清掃、ゲート施設の軽微な点検などを行い、緊急事態に備えておりますので、また、当該ゲート付近の水路内の粗大ごみの清掃等も行っております。

また、平成19年5月から平成22年4月までの間の複数年契約をすることによりまして、経費の削減を図っております。

それと、委託費についてでございますが、落札率によって、かなり変わっております。16年度は約2,790万円、17年度は2,748万円、18年度は、落札率がかなり低くなっておりまして、1,619万6,250円となっております。19年度は、業務内容の変更と複数年契約することによりまして、年間2,563万6,450円となっております。20年度と21年度は2,625万円となっております。18年度は落札率がかなり低かったので比較できません

が、16年度と17年度と比較しますと、約百数十万円の減額を図れたと思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 雨水検討業務委託の内容ということでご答弁申し上げます。

今回の委託業務につきましては、安威川以南、東別府地域の雨水検討を行っております。現在、公共下水の雨水本管の整備はまだできておりません関係で、非常に最近のゲリラ降雨、これに対応する中、東別府地域におきましては、以前、農地でありましたところが、宅地開発等が進みまして、非常に浸水の危険が高まってきたという現状を見まして、この委託業務の中で既設水路、既設管等の解析を行いまして、浸水の危険箇所、雨水排水の問題点を抽出いたしまして、現状施設の有効利用をしながら、暫定的な新設管渠等の対策の検討を行ったものでございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 下水道使用料の徴収業務委託料の内容についてご説明をさせていただきます。

水道の方で徴収事務の方を行っておられますその業務費、それから経理の人件費、これの総額に対しまして、水道、それから下水の調停件数に対する下水の調停件数の割合、これに乗じたものに、さらに補正率として0.5を乗じ、委託料を算出しております。それが約3,878万、消費税を含めまして4,070万ほどになります。

さらに、ソフトウエアのサポート補修契約ということで、水道料金システム保守料に対する下水の負担分67万6,000円、消費税を含めまして70万、こ

れの合計が徴収委託料の内容でございます。

○山本靖一委員長 不明水の効果について答弁。

山口課長。

○山口下水道管理課長 委員、先ほど下水道の管渠内調査の分でございますと思いますが、この分は管内の破損状況をテレビカメラによりまして管内の調査を委託しておりますものでございまして、本調査は平成5年より平成12年度に合流地区の調査を行っております、平成13年度より鳥飼区画整理の雨水管を調査しております。平成18年度は、区画整理内の雨水管1,963メートルを調査しております。

ただ、平成17年度の調査延長は1,917メートル、18年度は1,963メートルでございまして、17年度はかなり落札率が低かったというところがございます。19年度は通常の90%前後だったと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 山口課長、その調査の効果についてということをお聞かされているのでね。山口課長。

○山口下水道管理課長 18年度の調査の効果でございますが、Aランクですけど、管の中がふき出しているというのが15カ所ございました。それとBランクですけども、これは普通にふれてるというのが62カ所ございまして、Cランクですけども、Cランクは普通に出てるというのが206カ所ございました。

今後、このAランクについては、早急に補修等をかけてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 集中管理室の維持管理業務、ご説明頂きました。今度3カ年で契約を

結ぶということではありますが、途中はもうこれでできないわけですね、このいわゆる仕様書の見直し。私ども、24時間体制、必要ということでもありますし、いわゆる乾季・雨季との問題、あるいは晴天と雨の日の問題等もいろいろ交錯をして考えるべきだというふうに申し上げたわけでありまして。そういう中で経費の削減を図っていく努力をさらに続けて頂きたいなというふうに思っております。

決算でございますので、また後ほど予算のところ等で質問いたしたいと思っております。説明を良いたします。

下水道の、このいわゆる使用料の徴収事務の委託でございますが、先ほど内訳を聞きました。これの大半は、いわゆる自動引き落としであったり、あるいは水道部の徴収ということでもありますので、これの経費を下げる、委託料を下げるという努力を、やはり水道部と折衝をして頂いて、たとえ1割でも2割でも削減をして頂く、こういうことをしなきゃいけないというふうに思うんですが、もう一度説明頂けたらと思っております。

管内の調査であります。約2キロ余りの中で、いわゆる270カ所余り以上があるということでは、大変なことになって、先ほど不明水の問題が質問されておられましたが、これとあわせて、いわゆる対策を講じなければいけないというふうに感じるわけですが、とりあえずAカ所の割れておるところで補修をしたいということではありますが、これにもまた多額の費用がかかってまいります。そういったところについて、今後の見直し等についてお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、雨水検討業務委託料はご説明頂きました。東別府の、状況であります。ご承知のとおりまだ汚水管すら整

備がされておらないと、こういう地域でありますので、これとこの雨水管の整備とあわせてですね、同時並行いうんですか、管を埋設していかなければならないということでもありますから、大変な努力が要ると思っております。その見直し等についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 徴収事務委託料なんでございますけども、今現在、水道の徴収業務に要した経費を調停件数で案分して、さらにそこに補正率として0.5を乗じておるわけでございます。本来ですと、調停件数での案分ということになるのかとは思いますが、下水の会計が厳しいということから、当初から補正率50%を乗じておるということ、水道の方からはこの補正率を見直して欲しいというような要望が、逆に出しております。

つまり、今の徴収委託料というのは、本来の委託料に比べてかなり安価になっているのかなど。水道の方としては、下水も普及率96%になったというようなところから、この補正率を以前から見直して欲しい、今よりも上げるような方向で考えて欲しいというような要望も頂いております。

委員の方は、この委託料をもっと下げるような方向で協議はできないのかということでございますけども、そういった補正率の問題等について、今後、水道の方と協議をしていかなければならないと思っております。

ただ、その業務費については、これは水道部さんの方で節減努力はして頂いているとは思いますが、さらにそういったことができないのか、これについてはお願いをしていこうと思っております。徴収委託料については、先ほど言っ

たように補正率の問題を今後どういうふうにしていくかという大きな課題が残っておりますので、その結果によっては、逆に増えるというようなことにもなるのかなと。今現在、だから、徴収委託料としては安価になっているというのが我々の認識でございますので、そういったことで、できるだけ上がる場合にも、その上げ幅が小さくなるようお願いしていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 2点目、3点目、大きな金額に関わってくる問題ですので、粟屋部長の方からご答弁お願いできますか。不明水の異常箇所対策と東別府を中心の水域の関係ですね。全体の方向性として捉えていますから。

粟屋部長。

○粟屋土木下水道部長 まず、不明水の対策、また、管内調査による破損箇所の対策もあらうと思えます。

私ども、不明水につきましては、テレビカメラを通して不明水の発生しているところは、やっぱり下水道処理費にも大きく影響してまいりますので、これは早期に部分的な補修はさせても頂いてますし、また、今後もしていきたいと、このように考えております。

ただ、不明水が出ずに管の破損等があれば、当然、先ほどの賠償補償の話にもありますように、また、下水道の管理瑕疵という問題にもなっております。

そういうことで、先ほど山口課長の方から調査結果も報告させて頂いたところでございますけれども、可能な限りで対策は講じていきたいと考えております。

もう一点、東別府地域の雨水整備でございます。これは、先ほども渡辺課長の方が申し上げておりますように、いろいろ検討はさせて頂いております。

ただ、下水道計画で言う雨水整備につ

きましては、東別府につきましては東別府雨水幹線というものを埋設する必要がございます。それにつきましては、水神木水路のあたりから府道高槻線に入ります大阪府の流域下水道までの区間でございます。ただ、これをやるとなりましたら、かなり大きな管渠でございますので、数十億円の費用が必要だと、このように考えておりますので、当面は今のある水路、また、今のある排水管の改修をもって浸水対策をしてまいりたい。

それとあわせまして、浸水対策用のポンプと同時並行に稼働させながら、浸水の改善には努めてまいりたいと考えております。

もう一点、汚水との関連でございますけれども、今までから汚水整備を行う中でも、雨水の排水が不良箇所がございました。そういうようなところは同時に改修もしてきた経緯がございますし、今後、先ほどの埋設未同意の問題もございまして、ああいう地域でも今後、汚水整備には入っていくわけでございますので、そういう浸水の起こり得るような場所につきましては、局所の改修となろうかと思えますけれども、そういう方向の手だては講じていきたいと思えます。

くどいんですけども、最終的に東別府地域をすべて下水道計画で言います雨水整備をするには、幹線管渠の布設が必要であるということでございますので、それは今後、財政状況等も勘案しながら検討してまいりたい、このように考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 下水道の使用料の徴収事務であります、昼から午後にも水道部の方の決算審査があるわけでございまして、補正率が50%ということですが、やはり下水道料金も、上水道の使

用料金も、すべて市民の負担になっております。そういう意味では、いずれかはやはり統合というので徴収業務をやっていこうということでもありますから、そういう面で、お互いに譲り合うというんですか、やっぱり理解し合うということがなければ、片や公営企業ということで、「これは貰わなあかんねん」ということやなしに、もう少し内部で話を詰めて頂けんだらうかと。そして、経費の節減に努力をして頂けないだらうかというのが私どもの願いなんですけれども、再度そのとこだけお願いいたします。

下水道管内調査で、かなり莫大な費用がかかるといふことでもありますから、特に悪いA箇所ですね、15カ所あるといふことでもあります。例えば、約2キロですからね。100メートルに1カ所ぐらいが管が割れとるといふような状況になるわけですから、これは早急に補修をせないかんし、先ほどの賠償がありました陥没があって大きな事故が起こったといふことでもありますので、可能な限り補修を続けていきたいといふことでもあります。再度、この19年度予算の編成に向けての課題として、もう一度ご意見を賜りたいと思ひます。

雨水検討業務、大変なことでもございませぬ。約数十億円の費用がかかって雨水幹線の整備をやらなきゃならないといふことでもあります。先ほど副市長のご答弁の中で、とてもやないがお話を聞いておると、そういった予算編成といふのはできないといふことでもあります。さればどうするのかといふことでもありますので、既存の水路の整備といふものを、やはりこの際、図らんと、追いつかないといふ事態があるといふことでもあります。これについて、味生排水機場の整備等をいろいろこれまでもやって頂きました。そ

ういう意味で、先ほど水神木水路の整備といふことでもあります。再度、部長の方からの考えをお聞かせ頂きたいと思ひます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

石川課長。

○石川下水道業務課長 原田議員の方から徴収委託料の見直しといふことでもご質問がありまして、補正率0.5を乗じて、今現在、委託料を支払っているわけでもございませぬ、委員言われますように、下水道会計は大変厳しい状態でもございませぬので、水道部の方にお願ひに当たりましては厳しい下水道会計の状況を勘案して、最大限の配慮をして頂くようにお願ひをしていきたいと思ひております。

○山本靖一委員長 粟屋部長。

○粟屋土木下水道部長 それでは、原田委員から頂いております2点につきましてご答弁申し上げます。

まず1点目でもございませぬ、平成18年度の管渠内調査といましては、先ほどもご答弁申し上げますけれども、Aランクを初め、Cランクまで合わせて283カ所を確認いたしております。

その中で、状況のひどいと思われるAランクにつきましては、今年度でもございませぬ19年度において対応してまいりたい、このように考えております。

また、平成18年度におきまして、不明水対策のための管渠などの補修を行っております。これは、平成17年度に実施いたしました調査内容をもとに実施したものでございませぬ。その補修費につきましては、決算概要の213ページに記載しております公共下水道管理事業の修繕料において執行いたしましたものでござい

ます。この修繕料の中には、このような調査に基づきます補修のほかに、取付管、また、汚水ます、人孔蓋などの修繕補修も含んでおるところでございます。

漏水対策といたしましては、管内調査の6カ所と不明水調査によります8カ所の14カ所を補修したものでございます。18年度において調査いたしましたものにつきましても、その内容を吟味した上で、この19年度において執行してまいりたいと考えております。

また、一般論でございますけれども、管渠も徐々に老朽化もしてきておりますので、今後の予算編成に当たりましては、そのあたりも考慮してまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、東別府の雨水対策についてでございます。

根本的な解消方法は、先ほどご答弁申し上げておりますけれども、東別府の雨水幹線の整備でございます。ただ、財政状況によりまして、早期の着手をすることは困難な状況であると考えております。

しかしながら、最近のゲリラ的な降雨を考えますと、やはり浸水の危険性、これが高まっているというふうにも考えられますので、平成17年度におきましては、別府小学校前道路内の既設排水管の排水不良を解消するため、350ミリでございますけれども、管渠、延長130メートルの布設替えを行っております。

また、18年度におきましても、同じく東別府2丁目でございますけれども、淀川プラント裏に汚水管を布設いたしております。それと同時に、既設排水管の排水不良を解消するために、管径600ミリ、400ミリの管渠を約160メートル布設替えを行っております。

今後も、今回の雨水検討業務の検討結果をもとに暫定対策の検討を行い、対処

方法を探るとともに、委員ご指摘のように、汚水整備時には既設排水管の不良箇所の解消も行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で終わります。暫時休憩します。

(午後1時3分 休憩)

(午後1時4分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第2号の審査を行います。

補足説明を求めます。

池田部長。

○池田水道部長 認定第2号、平成18年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、目を追って、主なものにつきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

平成18年度の水道事業報告につきましては、17ページから31ページにかけて記載いたしており、17ページの1では、事業の概況について、22ページの2では工事の内容について、25ページの3では業務の内容について、30ページの4では会計の内容について、それぞれ記載をいたしております。

まず、17ページの事業の概況の中で記載いたしておりますが、平成18年度の年間総配水量は1,180万2,340立方メートルで、前年度に比べ38万8,470立方メートルの減少、年間総有収水量は1,101万8,066立方メートルで、前年度に比べ8万927立方メートルの減少となっております。

その主な要因といたしましては、有収率は改善したものの、需要者の節水意識

が定着しているためと考えております。

水源別排水量につきましては、別表1に記載いたしておりますように、自己水の割合は前年度に比べまして0.6ポイント上昇し、33.0%、389万2,460立方メートル。大阪府営水は0.6ポイント低下し、67.0%、790万9,880立方メートルとなっております。また、1立方メートル当たりの給水原価につきましては、19ページの別表2に記載いたしておりますように、前年度に比べまして2.7%低下し、5円41銭減少の191円33銭、供給単価につきましては0.4%上昇し、87銭増加の215円59銭となっております。

続きまして、35ページからの収益費用明細書でございますが、同明細書は税抜き金額で表示いたしております。

収益では、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益は、前年度に比べまして782万2,382円減少の23億7,540万6,843円となっております。この内容につきましては、前年度に比べまして有収水量が減少したことによるものでございます。

目2、受託工事収益は、前年度に比べまして111万5,702円減少の1,248万9,058円となっております。これは、一般会計等からの修繕依頼による受託修繕収益は増加したものの、公共下水道事業における移設受託工事収益が減少したことによるものでございます。

目3、その他営業収益は、前年度に比べまして222万9,320円増加の1,094万3,769円となっております。これは、マンションや住宅開発などに伴う給水に係る設計審査や工事検査の手数料が増加したことなどによるものでございます。

次に、36ページの項2、営業外収益、

目2、受取利息及び配当金は、前年度に比べまして234万2,119円増加の280万179円となっております。これは、預金利率の上昇などによるものでございます。

目3、土地物件収益は、前年度と同額の317万2,750円となっております。これは、消防庁舎鳥飼送水所ゲートボール場の土地使用料及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。

目4、雑収益は、前年度に比べまして1,072万5,850円減少の3,949万6,068円となっております。これは、下水道料金徴収受託料や行政財産目的外使用料などで、主な減少の理由は大阪府市町村職員互助会の退会給付金制度廃止に伴う補給金の返還金がなくなったためでございます。

目5、納付金は、前年度に比べまして2,055万円増加の1億106万2,500円となっております。これは、マンション・住宅開発などに伴う給水装置の新設や口径変更に伴う納付金が増加したことによるものでございます。

目7、他会計負担金は、前年度に比べまして87万6,645円増加の1,953万349円となっております。これは、水道料金の福祉減免相当額を一般会計から負担金として収入したものでございます。

続きまして、37ページからの費用につきましてご説明申し上げます。

37ページから38ページにかけての款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水、浄水及び送水費は、前年度と比べまして4,043万7,165円減少の10億2,608万2,020円となっております。これは、太中浄水場ほか3カ所の送水所の運営に係る人件費を含む維持管理費や動力費、大阪府営水

道の受水費で、減少の主な理由といたしましては、人件費や受水費などが減少したものでございます。

38ページから39ページにかけての目2、配水・給水費は、前年度に比べまして579万9,045円減少の1億5,370万4,272円となっております。これは、人件費のほか、夜間及び閉庁日における修繕業務の委託、水道管漏水による修理、給水管の切替工事などの費用で、減少の主な理由といたしましては、人件費や委託料などが減少したものでございます。

39ページから40ページにかけての目3、受託工事費は、前年度に比べまして1,093万378円減少の3,866万1,261円となっております。これは、人件費のほか、受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費、また公共下水道事業に伴う給配水管移設に係る工事請負費で、減少の主な理由といたしましては、人件費や工事請負費などが減少したものでございます。

40ページから41ページにかけての目4、業務費は、前年度に比べまして150万6,170円減少の1億4,549万4,172円となっております。これは、人件費のほか、検針業務及び検定満期量水器取替業務等に係る委託料などで、減少の主な理由といたしましては、人件費などが減少したものでございます。

41ページから42ページにかけての目5、総係費は、前年度に比べまして458万3,770円減少の1億9,528万5,355円となっております。これは、人件費のほか、中央送水所施設管理業務やOA機器の保守、電子複写機等の借り上げ、郵送料などの一般部局への負担金、その他水道事業運営に係る一般管理費的な費用で、減少の主な理由とい

たしましては、人件費などが減少したものでございます。

42ページの目6、減価償却費は、前年度に比べまして94万4,468円減少の3億9,330万5,245円となっております。この減少の主な理由といたしましては、機械及び装置などの有形固定資産に係る減価償却費が減少したことによるものでございます。

目7、資産減耗費は、前年度に比べまして15万8,639円減少の309万1,793円となっております。これは、OA機器や車両等の老朽化に伴う有形固定資産の処分を行ったもので、減少の主な理由といたしましては、車両等の処分が減少したことによるものでございます。

目8その他営業費用は、前年度に比べまして、皆増の5万7,028円となっております。

これは口径75ミリメートル以上のメーターボックスの売却原価でございます。43ページの項2営業外費用、目2支払利息及び企業債取扱諸費は前年度に比べまして、2,271万1,425円減少の1億8,958万4,369円となっております。これは平成17年度までに借り入れた企業債及び平成18年度の借換債に係る支払い利息でございます。

目5雑支出は、前年度に比べまして、66万5,293円増加の159万296円となっております。これは水道料金等過年度還付金などでございます。

項3特別損失、目1特別損失は前年度に比べまして、259万5,620円増加の612万2,394円となっております。

これは転出先不明や企業倒産等による水道料金等の徴収不納分を過年度損益修正損として処分したものでございます。

続きまして、44ページの資本的収入

支出明細書につきましてご説明申し上げます。

収入の款1資本的収入、項1企業債、目1企業債は、前年度に比べまして2,930万円減少の1億290万円となっております。これは前年度に引き続き、配水管整備事業を施工するために借り入れた企業債及び昭和57年度に借り入れた高金利の企業債の借換債の合計でございます。

項2工事負担金、目1工事負担金は、前年度に比べまして29万円減少の29万円となっております。これは消火栓1カ所設置に係る工事負担金収入でございます。

次に、44ページから45ページの支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設改修費は、前年度に比べまして2億2,216万3,000円減少の1億490万円となっております。太中浄水場等の浄水・送水施設の改修については中長期的な計画に基づいて実施しており、平成18年度は高架水槽の新設や無停電電源装置の改修などを行ったものでございます。

目3固定資産取得費は、前年度に比べまして、2,346万778円増加の4,958万4,915円となっております。この増加の主な理由といたしましては、マッピングシステム機器を更新したものでございます。

目6配水管整備事業費は、前年度に比べまして1,730万827円増加の1億3,552万4,739円となっております。

この増加の主な理由といたしましては、工事請負費が増加したもので、当年度は鉛給水管切替工事や配水管布設工事を14件施工いたしました。

項2企業債償還金、目1企業債償還金

は前年度に比べまして、4,555万9,673円減少の4億3,104万8,898円となっております。これは平成12年度までに借り入れた企業債の元金償還金及び昭和57年度に借り入れた高金利の企業債の借りかえに伴う元金償還金などでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 それでは質問させていただきます。

まず、1点目、概要の167ページ、鉛管、昨年2,463万5,100円、本年度が2,830万1,980円、この増えている理由をお聞かせください。

それと、概要166ページの検針業務委託料、昨年比べて本年増えている理由をご説明お願いします。

それと、水道料金値下げされました。これはオール摂津という物の考え方で取り組まれたことは評価いたしますが、今後、この値下げに対して、どのような形の営業努力をされていくのか。

それと今、説明頂きました自己水と府営水、確かに総配水量に対してのパーセンテージは増えておりますが、水の量としては減っております。今後どのような考え方で取り組まれるのかお聞かせください。

それから、概要166ページ、特別損失647万514円についての、今不明先とかいろんな形というものを聞きしましたが、もう少し詳しく内容をお聞かせください。

それと5番目、概要164ページ、給配水管事業のところの修繕業務委託料630万、これは毎年決算でお聞きしてい

るんですけど、平成16年が62件、17年が46件、本年は何件あって、どういう形になっているのか、お聞かせください。

6番目、概要162ページ、薬品費、平成16年、17年、18年と水需要総配水量は少なくなったのに、この薬品費は高くなっている。この理由をお聞かせください。

それと概要164ページ、修繕費2,046万5,000円、昨年度も今年度も予算があって決算がゼロになっております。これのご説明よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 松井課長。

○松井営業課長 野原委員さんの質問について、営業課に関するものについて御説明をさせていただきます。

まず、鉛管対策の件でございますが、鉛管対策につきましては、16年度から実施しておるわけでございますが、合計で1万3,260件ございます。その内訳としましては、鉛管対策工事発注分で9,260件の解消、その他解消分、これは4,000件、その他解消分といいますのは、給水申し込みとか、漏水の修繕、あとは下水の布設とか、配水管の整備で対処するものであります。

平成17年度までは1,996件解消いたしております。平成18年度は1,327件の解消いたしました。合わせまして、平成18年度までは3,323件の鉛管を解消いたしております。これによる鉛管残存件数につきましては、18年度までは9,937件となっております。

鉛管の金額の増えた分につきましては、鉛管の解消分等が微増になったもので増えています。

次、2番目の検針業務の増加でござい

ますが、検針業務につきましては、平成18年分としまして、毎月検針の委託や府営摂津南別府住宅分などで、17年度と比べまして約4,500件ほど増加になっております関係上、27万7,220円の増になったものであります。

4番目の特別損失の件でございますが、特別損失の内訳としましては、水道料金としまして531者、636万4,132円となります。その内訳は転出先不明等で493者、金額にして582万3,410円、自己破産、事業所の倒産によるものは20者、30万5,443円、また本人死亡は18者、23万5,279円でございます。

水道の修繕料といたしまして9者、10万6,382円となります。水道料金と修繕料合わせまして647万514円の不納欠損処分といたしますものであります。

○山本靖一委員長 林参事。

○林薫水道部参事 野原委員さんの質問、5番目の修繕業務委託料に伴う修繕件数についてご答弁申し上げます。

18年度におきましては、43件の修理が発生いたしております。参考までに申し上げますと、平成19年10月末現在では、ただいま43件の修繕件数が発生しているところでございます。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 それでは、野原委員の3番目の水道料金の値下げをしたことに伴い、今後の経営努力といいますか、どのようなことをするのかというお問い合わせでございますが、私ども、これまでもそうなんですけれども、まず府営水の削減を行って、施設の稼働率を上げる努力をしてまいりました。今後もこういう努力を継続したいと考えております。

また、人件費も職員の削減等で費用削

減をしてきましたけれども、これにつきましても、再任用職員でありますとか、非常勤職員の活用等を行いまして、人件費の削減も継続してまいりたいと考えております。

そのほか、投資的な経費に伴います減価償却費でありますとか、あるいは支払利息といったような費用の削減にも努めてまいりたいと考えております。

それから、自己水、府営水の割合は確かに若干18年度は改善されているが、自己水の量そのものは減少していると、この辺の考え方はということですが、基本的に私どもは、自己水の量というのは気持ちとしては水道事業体としては増加させたいと。つまり施設の稼働率を高めたいというふうに考えております。そのことが経営上、水道事業に利益をもたらすと考えておりますので、自己水の増やす努力をしたいと。

ただし、やはり相手方、大阪府営水道のあることですので、一方的にどんどん府営水を削減して頂けないという現状がありますので、今後とも私どもの経営状況、水需要の減少をするというように、そういう経営状況を説明する中で、大阪府の水道部のご理解を賜って、自己水を維持ないしは増加させていきたいというふうに考えております。

それから、最後の164ページの修繕費ですね。2,046万5,000円、予算がその額で決算額で同額、残額はゼロ円となっているというご指摘でございますが、実際にこの2,046万5,000円から使った修繕費というのは、きちりこの金額ではございませんで、実は368万1,192円残額が生じたわけです。その額は、将来的にこの修繕のために積み立てております修繕引当金というのがございますけれども、それに今申し

上げました368万1,192円の残額をそのまま積み立てさせて頂いたということでございます。

同じ決算概要の174ページをご覧いただきたいんですけども、ここに引当金執行の状況というのが載っているかと思うんですが、ここに退職給与の引当金と修繕引当金という2種類がございます。今、野原委員のご指摘頂いた分は、この下の修繕引当金のことをごさいますして、現在、修繕引当金は18年度末で1億1,784万9,153円積み上がっております。○山本靖一委員長 西課長。

○西浄水課長 6番目の16年度から17、18年度と薬品が多くなっているというご質問についてご説明をいたします。

まず、16年度から17年についての薬品が上がった件については、17年度の決算委員会のときにご説明させて頂いております。一番に薬品購入単価の上昇、あと気曝槽の騒音問題ということで、それによって気曝効果が落ちたと。それを国の水準に、実際はpH値で7.5という基準で日常的に注入しておるんですけども、その2点によって薬品が16、17、18と上がっています。特に、17と18についてですが、17年度とその差はプラス82万2,186円が増えています。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。まず、1点目の鉛管対策は一応平成25年までに完了するという見込みという形はお聞きしておるんですが、今のペースでいって、これが完了できるのかどうかというのを1点、お聞かせ願いたいと思います。

それと、鉛管のところに多く使われているのはメーター回りに多く使われているというような形をお聞きします。そう

いうときに、新しいメーターの取り換えとか、そういうときに工事をされるのか、それともそれは別の形でされているのか。今後どうされていくのか。その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと検針業務委託料、この委託内容、契約内容はどのようになっているのか。それと今言われたような30何万増えているのは単に4,500件の業務が多くなって、それを増やしたというのだったらその1件当たりの積算、どのぐらいの形でされているのか、そういう形をお聞かせ頂きたいと思います。

それと、今3番目、水道料金に対する考え方で府営水の責任水量という形のものでできるだけ減らして頂いて、自己水をふやしていくというような形で取り組むというようなお考えかと思えます。

今、電気製品なんかでも、洗濯機なんかでも節水という形で、なかなかこれから水を多く使ってもらおうというのは難しいかと思えます。下水の方では昨年、1件営業で5,000万ぐらい使ってもらえるところは増えたというような形もあったように記憶するんですが、水道の方でそれほどということになったら、企業誘致なりいろんな形の総合的なところで、水需要を増やすという形のもの考え方がなろうかと思えますが、増やすということは、今のご説明の中でも難しいという形で、人件費削減なり、投資を抑制したりというような形で努力されて、毎年黒字を出されているということに対しては、一応敬意は払えるんですけど、そういう形だけではなかなか今後やっていくのはいろいろ難しいかと思うので、もう一度その府営水と自己水だけで、今後のそういう形のをされていくのか、前向きというのか、どういう形の営業努力をされるのか、もう少し中身をお聞かせ

頂きたいと思います。

4番目、特別損失のところで、不納欠損になると493名が不明という形で582万がそういう形になっておるとい形なんですが、これに対して、どういう具体的な取り組みをなされたのか、今後またこの件数を増やすなり、去年は確か370万ぐらいだったと思うんですけど、毎年そういう形でこれは時効を迎えるという形のところでこれだけの不納欠損を過年度分が出てくるのかもわからないですけど、その辺に対する対策をもう一度お聞かせ頂きたいと思います。

それと、次の修繕業務委託料、これは業者の方に待機して頂くという形のもので、一応件数という形のものじゃなくて、いろいろ聞き、いろんな災害等があったときに、地元業者の方に一番協力してもらおうという形の中でやってこられたという形の事を前回もお聞きしたんですけど。

この費用が安いのか、高いかというのは予算のときにもお聞きして、本市は箕面に比べたら高いけど、吹田なんかのやつはあのときの説明はちょっと違うかとは思いますが、そういう面で、それが一応積算ある程度された中で、多分形としては出されているという思うんですが、その件に関しては、結構なんですが、この危機管理という面に関して1点お聞きします。

これは17年度決算のときにお聞きして、災害は18年1月に大阪府営水道協議会、大阪全域でそういう防災訓練をするという形で、それに対して本市ではどういう形の危機管理マニュアルなんかを作られているかということをお聞きしたときに、工務課では、破損部分応急修理、営業に関しては給水班、総務課に対しては一般市民との連絡、他市等の応援体系

の連絡、危機管理マニュアルはあるという形のことを答弁されておるんですが、今回、8月22日の停電の折に、この管理危機マニュアルはどのように稼働されて、どのような形でなされたのか。その辺のことをお聞きしたいと思います。

6番目、薬品費に関しまして、今のご説明でpH7.5に抑えるために気曝槽の音に対して、それと原価、石油製品の値上げということで、薬品費が上がってきているというようなお答えかと思えます。

私も、あそこのすぐ太中浄水場の前のマンションに2年間ほど16年から住んでおりました。そのときに私自身は、朝目が覚めたときに、水のせせらぎの音やすごくいやしで、自分自身はここはいいところだなというようなすごく精神安定剤にもなって、よかったんですが、その音が騒音に聞こえるという方の配慮のために、そういうことをやられた、要するに薬品をようけ入れて、そういう気曝槽の音を抑えるという形に取り組みられたかとは思いますが、やはり薬品を多く使う、pH7.5の数値に保つということで、人にとって薬品を多く使うということは人の体的なものには即効どうも無い、多分安全だという形で使われていると思うんですけども、そういう今まで使われなかった薬品という形のを少なくするような今後取り組むを気曝槽に対しての考え方があるのでしたらお聞きかせ願いたいと思います。

それと、修繕費のところの修繕費、引当金が1億数千万あるという形のことを今お聞かせて頂きました。それは今後どのような形のときに、これをどう使われるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 松井課長。

○松井営業課長 鉛管の件でございますが、委員さんご指摘の最初の部分につきましては、検定満期時のメーターの取り替えと鉛管の解消を同時にできないかと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。検定満期時メーターの取り替えと鉛管を解消するのは、同時にすることによってお客様の迷惑をかける割合が少なくなるわけでございますが、検定満期のメーターの取り替えにつきましては、大体30分以内程度で済んでまいります。鉛管解消につきましては、敷地内の掘削とか、それに伴う復旧、または場合によっては本管の断水をして取り替えるケースがございます。

従いまして、鉛管の改修につきましては、日単位の施工になります。量水器の取り替えにつきましては、時間単位、別々に施工するのが私どもとしましては、効率的ではないかというように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、鉛管の今後の計画でございますが、当初16年から25年までの完了ということで、計画をいたしておるわけでしたが、19年度からは鉛管につきましては、一次側と二次側、メーターに向かってお客様側敷地内を二次側と、それと本管側を一次側と分けておるわけですが、18年度までは二次側30センチの分をかなりの戸数で解消しておるわけですが、二次側だけを先行してまいりますと、一次側の分の漏水とかいうように、1回鉛管工事をしまして、また次で漏水等が発生した場合、お客様にとっては2回工事をするという可能性がございますので、19年度以降につきましては、一次側、二次側、同時に解消すべく計画、そういう形で19年度以降は、25年度までは進

めてまいりたいと考えておるわけでございます。

あと26年から28年の3カ年につきましては、二次側の部分が若干残ってまいるようになるわけでございますが、それを3カ年で全力を挙げて解消していくというのが今現在の鉛管対策の解消工事の内容となります。

金額にいたしましては、3,600万から4,700万程度の範囲内で年間解消の工事として計画をいたしております。

次は、2番目の検針業務の内容でございますが、検針業務による委託につきましては、諸経費並びに検針給与として合わせた中で締結しているわけでございますが、その中に検針給与プラス夏期手当、冬期手当とか福利厚生費などとしまして労災保険料、パート共済、または不測の事故等が発生した場合の検針傷害保険とか、検針業務賠償保険、その他検針業務用の制服上下等、または帽子、雨具、定期健康診断受診費などが契約内容に含まれた中で契約を締結しておる次第でございます。

なお、検針業務の1件当たりの単価は、63円となっております。

特別損失不納欠損の取り組みでございますが、水道料金の徴収につきましては、現在口座振替による納付が76.5%、自主払いというのが23.5%の方法で徴収を行っておるわけでございますが、収納率は平成16年度決算で99.84%、17年度決算分で99.84%、今回の18年度決算分で99.72%となっておりますわけでございますが、昨今、経済不況の中から倒産やリストラによる料金の滞納額が年度ごとに増加の傾向になっておるわけでございますが、他市におかれましても滞納額の増加には苦慮しておるところでございます。

その中で、滞納整理等も他市におかれましては、民間委託する傾向も増えつつあるわけでございますが、最近、委託業者様の方からそういうパンフレットの送付や営業担当者の訪問など、業務の紹介について情報を得る機会も多くなっておるところでございます。

今後、本市につきましては、他市の状況を踏まえつつ、費用対効果を考慮しながら公平負担の原則のもと、滞納者をなくすよう努力してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 それでは、私の方から節水されて、年々水需要が減少してきていると、そういうことに対しての積極的な努力はできないかというようなお問い合わせでございますが、私ども、この点につきましては、費用のカットをまず考えて実行してきておりますけれども、やはり企業なりに水を使って頂きたい。むだな水を使って頂きたいとまでは申しませんけれども、適正な水であればどんどん使って頂きたいということで、企業訪問などもさせて頂いておりますし、また企業の方と、例えばメーター取り換えの打ち合わせなどさせて頂いた折に、ぜひとも水をお使いくささいというPRはさせて頂いております。

それから、また私ども大阪府営水道の中で、水道のPRを行っております。例えば、利き水会を大阪府下一斉に実施したりとか、あるいはポスターをつくって、各水道施設、あるいは公共施設などに府営水、「大阪の水おいしいやん」というようなポスターを掲載させて頂くようにしております。

それから、またテレビCMを短期間ではありますが、テレビ大阪の方でテレビCMを流させて頂いたりしております。

そういう努力も一定させて頂いておりますので、この点、ご理解を頂きたいと思っております。

それから、修繕の絡みで、水道工事業協同組合などが危機管理の体制の中に組み込まれています。その中で、私どもの危機管理計画の中では、修繕するときには工事業協同組合のメンバーも入って頂くようになっているわけですが、工事業協同組合の方は年々会員が減少されて、ちょっと組合自体が活動がじり貧というようなことをお伺いすることもあるわけですが、もし工事業協同組合がそういう活動が低下した場合でも、危機管理におきましては、市内の指定工事店に個別に危機管理の場合の応援の約束を取りつけるという努力はしていきたいと思っております。

それから、この前の8月22日の水の濁りにおきまして、危機管理計画、危機管理マニュアルはどのように活用されたかということでございますが、私ども、危機管理計画というものを、こういうマニュアルを確かに持っております。この中で、給水の緊急停止に伴うときの体制をどういうふうにするかと。あるいは断水してしまったような場合の応急給水をどのようにするか。どのような体制にするかということも決めておりますし、それからまた、日頃ちょっと漏水事故等起こって、部分的に断水が起こるといような場合の体制も決めております。

それ以外は、総括として一般的に危機というような場合には、どういう体制をとるかということも決めております。この前の濁りに際しましては、その危機管理計画の総括的な体制を参考に、そのときに出てきました責任者が情報の収集、あるいは濁り水を各配水管から抜く作業をするような施設の濁り水清掃班とでも言

うんですか、そういう班をつくって出したりとか、あるいは各関係機関、あるいは議員各位に連絡をさせて頂いたりとかするような班に分けて対応をさせて頂いたところでございます。

それから、次に、薬品費のことですが、先ほど浄水課長の方が、気曝槽の騒音を下げするために薬品を使っていますと。そして、pHを7.5以上にするように操作しているということで申し上げたと思うんですが、これには苛性ソーダという薬品を使っているんですけども、これはあくまで水質基準内でおさまるような使い方しかしておりませんので、市民の健康には一切害を与えるものではありませんので、この点よろしくご理解頂きたいと思っております。

私ども、やはり薬品をたくさん使うのは、やはり薬品費の無駄遣いというふうになると思っておりますので、気曝槽の騒音につきましては、やはり人によりましては全然気にならない方、そういう方がどちらかといえば多いわけですが、気になる方のために、気曝槽にふたをしてしまうというのですか、そういうことを現在検討しておりまして、また決まりましたら来年度予算にでも反映させて頂きたいというふうに考えておりますので、この点、よろしくお願いいたします。

それから、次に、修繕費、修繕の引当金が1億円余り積み上がってきている。今後の使い道はどうかということでございます。これにつきましては、以前、平成7年の阪神・淡路大震災のときには、太中浄水場の高架水槽が一部損壊しまして、この修繕引当金を使って緊急に修理したということが過去ございます。

今後、考えられることといえば、当面考えられるのは、例えば中央送水所の空

調設備です。これは一度に修繕すれば何千万というような金額になってしまうんですけども、そういう修繕費がかかってくるわけですが、その修繕も考えられますし、また門扉、随分長く使っている門扉、これの取り換えでありますとか、その他、水道施設、たくさんいろんなものがございまして、そういったものを当初予算に計上していなかったものとかで、突然修理が必要になったもの等の修理費として、この引当金を使ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。鉛管に対しましては、そういう形で来年度以降、予算も今以上につけられた形で市民の安心・安全のために25年までに完了できるような形で今後やってもらう。やり方については、今、水道の方も皆さんプロというのか、それ専門なんで、一番いい形で無駄のないようなやり方で今やられていると思うので、今後ともよろしく願いしておきます。

検針業務についても内容をお聞かせ頂いたので、結構です。今後ともそういう形で検針業務に当たられている方は、ほとんど摂津市民の方でやって頂いていると思いますので、その方たちの安心・安全も確保した中で、今後とも取り組んで頂きたいと思います。

それと、水道営業に対する考え方で、それもお聞きできましたので、そういう形でまた予算の方で聞かせて頂きたいと思います。

それと、特別損失に関してもこれは各課をまたいだ不納欠損という形は出ております。これはやはり市民の方に対しては不公平感が残るという形なんで、これは極力過年度分でどうしようもないとい

う形はあろうかと思いますが、そういう形に出ないような取り組みをより一層、視点を変えた形で取り組んで頂きたいということをお願いしておきます。

5番目の危機対策という形のところだけでもう1点、お聞きしておきたいと思います。前回は停電という形で、太中にはバックアップで自家発電という形もあったかと思うんですが、他市はどうなっているのか。それに対して、今回の自家発電の部分でどういう形の自家発電が行われたか。そこだけでもう1点、今回の場合、機器ですからいろんな形の想像もできないことが起こったという形で、これは1つのマニュアルとして今後、取り組まれる1つのパターンになっていこうかと思うので、その辺は今後とも今回のことを肝に銘じた形で多分そういうマニュアルづくりをされて、実際にこれをどう生かすかという形のものを考えられて、実践も2年に1回とか、何年に1回とか、実際にそういう対応をして、私どもにも当日11時ごろに電話がありまして、こういう形が起きているという連絡を頂きまして、その現場へ赴いたところではありますが、そういう形のもの考え方、市民の方でも電話が通じないこととか、こういう濁りが出たということで不安を感じられる方は随分多くおられましたので、その不安を解消する方法は、どういう形か、PR化を出すとかいうのも1つの方法はあるかと思って、その辺も多分今回のことで考えられているとは思いますが、その今度の停電ということに関しての自家発電のことについて、そのバックアップについてお聞かせ頂きたいと思います。

薬品費に関しましても、そういう形で多分安全を考慮された問題ないところで、多分それは100%やられていると思う

んですが、やはり薬品は少なければ少ないほど、それはいいものだと思いますので、それに代わるような対策はぜひ進めて頂きたいと思います。

修繕費に関しても結構です。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 野原委員の危機管理について、私の方からご説明をさせていただきます。

去る8月22日には、千里丘1丁目、3丁目、4丁目と、また千里丘東の1丁目から5丁目まで、濁り水を出して、非常に市民の方にご迷惑をおかけしたということで、私ども、その後、協議会でもお話をさせていただきました。そういった中で、まず濁り水が発生すれば、その地域に広報を出すということで、過日も千里丘東4丁目の方で漏水がありました。そういったときには、速やかに最初と最後に広報を出させていただきました。

それでバックアップですけれども、太中浄水場の分については、自家発をかける前に、いい自家発がございます。そういった中で、まず停電を防止するという観点から、従来は山田変電所から受電をしていたものを正雀の方からも受電ができるように複線化をさせていただきました。この工事についても、12月末までという予定でしたけれども、これは関西電力の方に交渉する中で、速やかにお願いしたいということで、もう既に工事は終わりました。

それで、今後、中央送水所、千里丘送水所、烏飼送水所も自家発でございますので、そういったところをどうするかというような問題が残っておりますけれども、発電機があれば複電化の必要もない場所もございます。そういった中で、もう少し十分検討していきたいというふうに考えております。

ただ、特に千里丘水系といいますのは、千里丘送水所と太中送水所の水の押し合いをしている部分が1カ所ございます。それは坪井のガードに150ミリの管が通っておりますけれども、それを閉めてしまえば、その濁り水の発生も抑制はできるかなというふうには思っておりますけれども、やはり千里丘1丁目、2丁目の方にすれば、太中の水が欲しいというようなこともお聞きしておりますので、私どもとしてはできる限り、1丁目、2丁目にも太中の水を送りたいという気持ちは持っておりますので、送っていききたい。ただ、千里丘ガードが今、現在拡幅工事をされております。これについては、平成23年度に300ミリの管を埋設して千里丘1丁目から6丁目、7丁目というふうに送れる体制を持っていききたい。そうすれば、坪井のガード、緊急用で開けておりますけれども、これを閉めることによって安定した水が供給できるのではないかとこのように考えておりますので、もう少しそういった部分についてはお時間を頂戴したいと思っております。

それと、太中の薬品の関係ですけれども、太中の薬品については、今、現在3種類の薬品を使っております。1つは、凝集剤として、ポリ塩化アルミニウム、以前は石灰を使っておりましたけれども、そういったバックを使っております。

それと、浄水課長が言っておりますように、pH調整剤として苛性ソーダを活用しておると。あと1点は、消毒剤として次亜塩素酸ナトリウムを使用しております。

ただ、この3種類の中で、やはり委員が言われておりますように、17、18年度の決算数字を見ますと、相当上がっております。これらにつきましては、ガ

ソリンの急騰と同時に、薬品費も単価的には相当上がっております。

そういった中で、私どもできるだけ次長も言うておりますように、騒音対策とか、そういったことじゃなくして、やはりそういった薬品費を抑えることによって、市民のお客様が安心して飲んで頂ける水をつくるんだというふうなことの努力を今後もしていきたい。その中には1つとして、気曝槽のふたをするというふうなことも1つ考えられるのではないかとということで、私ども今、内部で検討しておるということでございますので、ご理解を頂戴したいということで、よろしくお願ひ申し上げます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 1点だけお聞かせ頂きたいと思ひます。決算概要の方の歳出の163ページにもありますように、施設改修事業でございますけれども、事業報告書の18ページにも中身的には施設改修事業のただいまご説明がありましたような老朽化が進む太中浄水場の浄水処理施設である高架水槽の新設工事と、急速沈殿池の耐震化一池ということで、これは財源として企業債とか建設改良、積立金等を充当したということで記載をして頂いているわけでございますけれども、この施設整備につきましては、今後、どのようにお考えなのか、現在のただいまご答弁の中にも随所でありましたけれども、施設整備計画の現状と今後の計画について、ご説明を頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あと濁り水の対策に対しましては、前回は要望させて頂きましたように、広報車等、回して頂いて即座に周知をして頂き、市民の皆様が安心して頂けるようにということでお願ひをしておりましたけれども、ただいまご答弁の中にきちっと

対応しますということで、実施をして頂けるということでございましたので、この点につきましては、評価をして、今後そういった対策につきましては、今回のように即座に対応できるように、さらなる努力をして頂きたいと、このようにお願ひをいたしまして要望とだけさせて頂いておきます。

では、施設整備の今後について、現状についてご説明お願ひいたします。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 ただいま本保委員の施設改修事業に対しましてご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

これまで、施設改修事業につきましては、平成28年までの計画で、毎年度急ぐものから順番に施設整備をさせて頂くように、ご説明もさせて頂いたり、あるいは資料も提出させて頂いたと思ひますけれども、今後につきましては、さらに28年までの計画を施設の運転状況、施設の状態を見る中で、さらに期間を平成28年と言わずに、平成30年というふうになんか先へ延ばしたいというふうにお願ひしております。

そうすることによりまして、減価償却費でありますとか、あるいは起債に伴います支払い利息でありますとか、そういったものを押さえることができますので、できるだけ施設改修事業は今の施設をできるだけ少しでも長く使って、先送り、先送りとしていけるものならばしていきたい。そういう努力をしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ただいま明確にお答えを頂いたかなと思ひます。この建設改良費につきましては、金額的にも大きいですし、今回の決算の意見書の中にも書かれておりますけれども、本市の水道事業の経営

基盤はさらに改善されたと見ているということで、平成元年には13.8%であった自己資本、構成比率も51.3%まで高まったということで、今回水道料金の方も値下げを考えて頂いて、経営努力というものをきちっと市民の皆様にはアピールをして頂けるような形で取り組みをして頂いているというふうに、この点につきましては、高く評価をさせて頂いているところでありますけれども、今後の展望といたしましては、今ご答弁頂きましたように、30年まで延ばしていったということで、老朽化して、やはり市民の皆さんに使用上の弊害が出るというようなことについては、やはり考えて頂いてやって頂いているところだと思っておりますけれども、なかなかそういった点につきましては、今後とも給水人口がやはり停滞する可能性の方が大きく、また先ほどもおっしゃっておられましたように、節水ということの意識も浸透してきておりますので、そういった面で収入の方が大きく減ではなくても、少しずつでも低下していくであろうと予測されていると思っておりますけれども、その先において、この施設の改良費というものがどれぐらいの負担になってくるかということについては、やはりもちろん考えておられる上でのご答弁だったと思っておりますけれども、さらに安定化を目指していくために、今後、こういった形で施設整備計画というものを2年程度でも計画を延伸していくということにつきましては、現在取り組みの中で考えておられることを、詳細がありましたら1つお答え頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 本保委員の施設改修費について、水道部の考え方等についてあればということに対しまして、ご答弁を

申し上げます。

私ども、先ほど次長が申しあげましたように、28年度まで当初つくっておりました。その前につきましては、22年、23年で施設更新については、終わるといことがございましたけれども、いろいろと社会情勢の変化等に伴いまして、28年度まで施設整備計画を延ばさせて頂きました。それで、昨年水道料金を値下げをさせて頂きました。

そういったことで、本年の10月に水道料金を下げましたので、今後、水道事業管理者は10年間ほど値上げをしないというようなことを言われておりますので、これに沿って、私ども新たに施設整備計画の見直しをさせて頂きました。

一部例を挙げますと、先ほど千里丘ガードに300ミリの埋設管を入れると。そうすれば千里丘送水所の配水ポンプについてはどうするんだということの検討の見直しです。これによりまして、約1億6,000万円ほどの工事費が削減できるのではないかなというようなことで、今現在検討に入っております。ただ、人口の動向等もございします。ただ私もいつも議会でも言うていますように、今現在人口は停滞をしておる。もしくは右肩下がりになっておりますので、そういったことを浄水課長に指示をいたしております。

それと、日量、今、自己水約1万トン上げておりますけれども、これについてももう少し検討するように指示をいたしております。

そうすることによって、施設整備計画に記載をいたしております3号までの急速沈殿池、また1号から6号までの急速ろ過地等についても、もう少し先送り、または見直しできるのではないかなというようなことで、現在、計画の見直しに入っ

ております。

これを行うことによって、いわゆる減価償却の抑制につながるということになるかと思えます。ただ、これを行うには、やはり自己水を上げていきますので、大阪府との関連、先ほども次長が申しておりますけれども、大阪府の受水費をどうするのかということになるかと思えます。

以前からも、受水費についても大阪府に相当無理を言うてまいりました。現在まで、受水の量につきましては、約146万トンの減少を見ております。

こういった中で、やはり各市とのバランスも大阪府の方は当然言うてまいります。そういった中で今後も自己水の活用によって、大阪府営水をいかに抑制するかというような問題になるかと思えます。

そうすることによって、私ども、経費の節減を図ってまいりたいと。それと、今度は、夏場は自己水の水の処理ができて冬場はどうするねんという問題がございます。その分については、水道部としては、太中の水を北に持っていく。また南に持っていくというようなことで配水管の整備も検討していかなければならないというようなことを今、重要課題に挙げております。

ただ、夏場でしたら水はどんどんはけますけれども、冬場は極端に水の需要が減ってまいります。そういったときにやはり南の方に水を送らないと水が余ってきますので、そういう調整もしていかなければならないというようなことになろうかと思えます。

それとあと人件費の抑制、それと企業債の繰上償還です。ただ、借り換えもやっておりますけれども、繰上償還ということになりますと、非常に国の許可条件が

非常に厳しくなっております。そういった中で、機会があれば少しでも繰上償還、または借り換えをしながら、起債の利息等を減らしていくという努力をして、ある程度の経費を抑制していくということが課題になってまいりますので、そういったことに向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

よろしくご理解頂戴したいと思います。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。きちんとした内容で取り組みをして頂いているということでございますので、これにつきましては了解をさせて頂きました。

あと1点だけちょっとお尋ねしたいんですけれども、自己水の拡大ですけれども、現状からどれぐらいポイントを上げていきたいなということで、府との交渉ということもずっと努力をして頂いて、現在に至っているということなんですけれども、今後の方針としてどれぐらいまで持っていきたいかということをお答えをいただければと思います。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 今、自己水どこまで上げるということですけど、これは非常に今すぐ答弁ということになると、非常に難しいと。といいますのは、1丁目から千里丘の6丁目、7丁目へまず水を回すと。そうするとどうしても冬場水が余ってまいります。それで中央水系では、塩野義がありますね。塩野義の場合は、大阪府営水道を使っているんです。これについては、塩野義の場合には大阪府営水道に対しての水で純水装置を全部設置されております。それで薬をつくっておられるということで、太中エリアの水が入れば、すぐに塩野義から電話が入ってまいります。水変わったんと違うかと。そ

れだけ過敏になっております。従った、太中の水を南へ持っていくということになりますと、塩野義との分離をせないかんと。そうなると配水管整備で、まずそちらの方の工事を先にして、それから水が送れるということになれば、今度は大阪府営水道の方へ折衝に入ると。ただ、今のところ太中整備はまだ整備途上ということですので、一気に水も上げることもできないです。あと井戸の老朽化、そういったことも検討しながら、バランスを見て経理としてはやっていくということで、やはり自己水50になれば、大阪府下どこの市町村も給水原価はむちゃくちゃ安いです。ですから、そこまで上げようと思えば、やはり太中浄水場の整備工事も急がなければならぬということですので、そこらあたりが今一番微妙なときですので、慎重に見ながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解頂戴したいと思います。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 わかりました。

長年かけて努力をして頂いて、自己水の率を上げて頂いているということでございますので、またそれにつきましてもまたご答弁ありましたように、一方からだけの話では進まないということでございますので、よくよく全体を見ながらというお話でございましたので、またさらに努力をして頂きたいと思えます。

現在までのご答弁で、やはり非常に経営努力をされているということとか、不備があった不具合があったということに対しては即手を打って、早い段階できちっと答えを出していただけているのではないかなというふうには感じております。今後とも、長期展望に立った安定的な経営が当然求められております事業でありますので、市民の皆さんの生活に本当に

直結している事業でございますから、施設の建設改良に伴う工事費とか老朽施設の改修費などの施設整備費に対しましても、やはり今おっしゃったように安定的経営を揺るがすことがないように、10年間値上げをしないということで、押さえた余りにその中でこういった施設整備費なんかが大きく計画から外れるような事態があったりして、経営を揺るがすというようなことがないように、想定をし、また配慮をして頂いて、慎重に今後とも実施をして頂けるよう、要望としておきますので、よろしくお願い致します。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 営業外収益の中の雑収益として、下水道料金徴収受託料として3,878万8,208円の執行がございまず。先ほど下水道会計の審査の中につきまして、徴収事務委託料として4,143万7,528円の執行をされています。ちょっと数字が合わないと思いましたが、あえて質問をいたしたいと思えます。

そして、下水道の方では、この費用について少しでも安くして欲しいという要望が来ているんですけども、なかなか水道部の方は厳しいというようなお話もございました。やはりそれぞれ負担をいたしますのは市民でございまして、先ほど上水道の方については、今後10年間値上げをしないというようないい方針がありまして、片や下水道の方は非常に厳しい状況になって、先日も値上げをした状況であります。

そういった状況で、補正率の割合が0.5%を上げると言われておったんですが、その考え等についても聞かせて頂きたいと思えます。

○山本靖一委員長 松井課長。

○松井営業課長 下水道料金徴収受託料につきましては、平成7年に締結した覚

書第9条の算式により委託料を支払って頂いておるわけですが、その算式は業務費プラス経理係の人員費、それ掛ける下水道調定件数、その全体の水道調定件数プラス下水道調定件数を割った中で、係数として、2分の1を掛けておるわけですが、水道部といたしましては、この2分の1の係数ですが、これは下水の普及率と正比例すると考えておるわけですが、その下水の普及率どおり算定した分を変更を私どもとしたらお願いしたいところですが、そうなりますと委託料はかなりの金額になってまいりますので、現在のところにつきましては、据え置いておる状態でございます。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 原田委員さんのご質問に対してご答弁を申し上げます。

水道部で下水道から徴収をいたしております下水道料金徴収受託料、これにつきましては下水道の支払いでは4,143万7,528円、水道部の受入科目といたしましては、下水道料金徴収受託料4,072万7,618円、OA機器使用負担金70万9,910円、トータル4,143万7,428円となります。

ただ、水道会計におきましては、消費税込みと消費税抜きという表示をしております、このうちの消費税、下水道料金徴収受託料では、193万9,410円、OA機器使用負担金では、消費税が3万3,805円、トータル197万3,215円につきましては、決算書の3ページで収益的収入及び支出の項2経常外収益の備考欄703万9,006円の中に消費税として含まれております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 理解をいたしました。

先ほど申し上げておりましたように、

下水道の会計が非常に逼迫をしている、こういう状況を踏まえまして、平成7年に契約をされました契約等について、検討を加えるなりして、下水道料金の会計が経費的に節減できるように、努力をして頂きたいということを要望して終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 決算所の22ページの工事の建設改良工事の概況の中で、配水管設工事、野々3丁目地内で2,198万700円が挙がっているんですけども、この地域昨日から水道管が破裂をしまして、漏水をしました。昨年来、ここ数年の間、この地域内で漏水事故が私が知っているだけでも5件以上発生しています。そういう点では、相当この地域の配水管が老朽化をしていると私は考えます。その点では、摂津市として今後のそういう管の老朽化についての取り換え等の考え方について、一遍聞かせてもらいたいと思います。

きのう夕方6時ごろに地元の自治会長が連絡があって、漏水をしているということで、急遽池田部長以下、指定工事店の方も来てもらって見てもらって、どうしようかということになりまして、とりあえず、きょうは夜間工事でも近所に迷惑がかかるし、あす9時からやろうということになっておったんですけども、きょう7時ごろから管が大きく破損しまして、周辺の道路が冠水をしてしまうということで、大変周辺の人たちも心配をされまして、ここは水害で102戸の床上浸水があったところですから、そういうことになるのではないかと心配をされる方もいらっしゃる、きょう急遽また池田部長以下、職員の方10名前後の方が来てもらって、早速復旧工事をしてもらって、そういう点では危機管理の面では非

常に対応が早くできたことについては私は大いに評価をしたいと思うんです。

しかし、今後そういう老朽管を取り換えを進めることによって、周辺住民の不安を取り除くということが大事かと思えますので、そういう老朽管の今後の取り組みについて、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、給水収益の増加を図る問題、これは昨年私も本会議で大口需用家に対しての働きかけをお話をしました。市内でもやはり企業間でも、例えば、取水権を持っておられて、1日1万トンを汲み上げられて8,000トンを専用水路に流されて、1日800万近い費用がかかっていないという中で、残り2,000トンの中で製造工程、あるいは生活用水としての部分について自社の中で浄水装置をつくって、使用されているというようなことはあるということで、やはり企業間の格差の問題としてもおかしいし、我々一般市民が水道の栓をひねれば、やっぱり下水と連動しているという、そういう厳しい現状との間にも大きな較差が発生してきますし、そういう点ではせめて製造工程、あるいは生活用水については市の水道の水を買ってもらえるように営業活動を積極的にやるべきだということを指摘したんですけれども、従来と今年度の実績について、どういうふうになっているか、ご答弁願いたいと思います。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 まず、給水収益の件でございますが、私ども、大口需用家のベスト10数社を見ておりますと、18年の4月から9月までの半期間、半年間ですね。それから19年4月から9月までの半年間、その分で使用水量を比較させて頂きますと、その10数社合計で大体2,500トンぐらい19年の方が増加

しております。

その中でも特に本市で淀川の取水権等もお持ちの企業等につきましても、4,550トンぐらいたくさん使って頂いているということで、私どもの日ごろの営業の成果が若干出ているのかなというふうに私ども考えております。

○山本靖一委員長 林参事。

○林参事 老朽管の布設替えの考え方についてご答弁申し上げます。

水道部におきましては、配水管整備事業という事業の中で老朽管の布設替えを現在行っているところでございます。整備事業の計画の中では、平成33年まで現在計画を持っているところでございますけれども、その中で、本日の破損事故もございましたが、ビニールの150ミリのパイプでございます。あと土質の現状、土質の種類、開発なんかで埋設されている残塊等の関係もあって、一概にはその年度を決めにくいという状況にあると思うんですけれども、その事業の中で特に漏水が多発する地域につきましては、早い時期に対策を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 今の林参事の方の答弁のあった問題、確かに土質の問題があったと思います。管としてそう老朽化しているということではなかったというふうに私も認識をしておりますけれども、あの地域は、野々3丁目の新八防自治会の、今日あったところは西地域です。しかし、昨年度夏、あるいはその前年度の夏、いろんなシーズンのときに大きく水道管が破裂したのは東地区がたくさん出ました。そこは私も掘削しているところを見ましたけれども、土質としてはそんなに悪くない、いい土で埋め立てをしていましたし、その点では土質は問題ではないと思

います。あそこは管の老朽化だと思うんですけども。地域を限定するわけではないですけども、特にあの辺の開発については、非常に私はずさんな面が開発時にあったのではないかと考えております。

例えば、西地域でも道路より相当低い位置で埋め立てがされておりまして、本来ならば道路の面と「つらいち」の埋め立てをするべきところを相当落として埋め立てをして家を建てているという形で、まるですり鉢のような状態の中で、住居が張りついているということに私はなっていると思うんです。

ですから、その辺の配水管の老朽化の程度をもう1回再点検して頂いて、やはり優先すべきところは優先してやってもらうということをお願いをしておきたいと思っております。

とりあえず先ほど申し上げましたように、危機管理という面では、今日の朝7時ごろから水が出て、滝のように流れて、道路が冠水をしてしまう中で、速やかに対応してもらって、問題が解決したということについては、改めてまた評価をし、敬意を表しておきたいと思っております。

もう1つの下水の問題、具体的に乾次長、会社名をおっしゃいませんでしたけど、私は過去の議会でも企業名をはっきり申し上げておりますし、そういう点では一応4,000という数字が上がったということは大いに評価をしておきたいと思っております。

今後、引き続いて、やはり我々市民感覚からしても、1日1万トン汲み上げて8,000トンが毎日ただで流しているという実態は、どうしても取水権という大きな権利はあるとはいうものの、やっぱり企業の社会的貢献、社会的責任の面からも、ほかの企業がそういう特典を持っ

ておらない中では、やはりせめてそういう冷却水は仕方がないけれども、専用水路を持っておられるんですから、しかし製造工程なり生活面での水は摂津市の水を買ってもらおうということを引き続いて、また努力をしてもらおうということをお願いをして質問を終わりたいと思っております。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 3時12分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後 3時16分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長山本靖一

建設常任委員 原田 平